

令和 7 年 第 1 回

福生病院企業団議会定例会会議録

令和7年2月21日（金）

令和7年第1回福生病院企業団議会定例会

- 1 招集年月日 令和7年2月21日(金)
- 2 招集場所 公立福生病院2階大会議場
- 3 会議時間 午後1時00分から午後4時07分まで
- 4 出席議員
1番 榎本 義輝 2番 下野 義子
3番 大坪 国広 4番 鈴木 拓也
5番 石居 尚郎 6番 濱中 俊男
7番 森田 哲哉 8番 原田 剛
9番 小林 貢
- 5 欠席議員 なし
- 6 説明のため出席した者の職氏名
企業長兼院長 吉田 英彰
- 7 職務のため出席した事務局職員の氏名
副院長 仲丸 誠
事務長 中岡 保彦
医療技術部長 中村 豊
薬剤部長 関根 均
看護部長 松浦 典子
経営企画課長 青木しのぶ
総務課長 荻島 一志
経理課長 森田 貴也
医事課長 井口 武
地域医療連携室長兼入退院管理室長 市川 仁史
医療福祉相談室長 関根 奏子
経営企画課課長補佐兼経営企画係長 坂本 誠
経営企画課課長補佐兼情報システム係長 大林 宏一
総務課課長補佐兼総務係長 高橋 美和

総務課職員係長
経理課経理係長
経理課施設用度係長
医事課課長補佐兼医事係長
医事課診療情報係長

松澤 勇太
馬場 孝久
清水 英巳
為ヶ谷 安紀子
清水久美子

8 職務のため出席した構成市町職員の氏名

福生市福祉保健部長
福生市福祉保健部健康課長
羽村市福祉健康部長
羽村市福祉健康部健康課長
瑞穂町福祉部長
瑞穂町福祉部健康課長

田村 満利
関根 直哉
野村由紀子
小山 和英
福島 由子
工藤 洋介

令和7年第1回福生病院企業団議会定例会議事日程

日 程 第 1 会議録署名議員の指名について

日 程 第 2 会期の決定について

(企業長あいさつ)

日 程 第 3 一般質問

日 程 第 4 議案第1号 福生病院企業団議会個人情報の保護に関する条例の一部
を改正する条例

日 程 第 5 議案第2号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整
理に関する条例

日 程 第 6 議案第3号 令和6年度福生病院企業団病院事業建設改良積立金の目
的外使用について

日 程 第 7 議案第4号 令和6年度福生病院企業団病院事業会計補正予算（第1
号）

日 程 第 8 議案第5号 令和7年度福生病院企業団病院事業会計予算

日 程 第 9 議案第6号 令和7年度福生病院企業団に対する構成市町の負担金
について

令和 7 年第 1 回福生病院企業団議会定例会議事日程
(追加日程その 1)

追加日程第 1 議案の修正について

午後１２時５８分 開会前

○総務課長（荻島一志君） 皆さん、こんにちは。本日は、公私ともどもお忙しい中、令和７年第１回福生病院企業団議会定例会にお集まりいただきましてありがとうございます。

定例会開会に先立ちまして連絡事項がございますので、ご報告させていただきます。

まず、１点目といたしまして、本会議中の携帯電話はマナーモード等にしていただいていることと思いますが、会議中に企業団側の出席者に緊急電話が入ることがございます。その際は対応せざるを得ない場合がございますので、ご了承いただきたいと思います。

２点目といたしまして、会議中のマイクについてですが、音量の調整等が終了しておりますので、ボリュームの調整ダイヤルには触れないようお願いいたします。

なお、発言の際のみトークボタンを押していただきまして、発言が終了いたしましたらお切りくださいますよう、お願いいたします。

以上です。

午後１時００分 開会

○議長（濱中俊男君） 皆様、こんにちは。

本日は、令和７年第１回福生病院企業団議会定例会の開催を通知いたしましたところ、公私ともにご多忙の中、ご出席をいただき、誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は９名であります。定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

これより令和７年第１回福生病院企業団議会定例会を開会いたします。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

なお、ご発言の際には、挙手の上、議員は議席番号、職員については職名を告げ、許可を受けてからお願いいたします。また、ご起立の上、マイクのスイッチを入れていただき、ご発言をいただきたいと思います。

○議長（濱中俊男君） それでは、日程第１、会議録署名議員の指名についてを行います。

会議録署名議員は、福生病院企業団議会会議規則第９５条の規定により、議長において、３番大坪国広議員、４番鈴木拓也議員を指名いたします。

○議長（濱中俊男君） 次に、日程第２、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は本日１日限りとしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱中俊男君） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日１日限りと決定いたしました。

○議長（濱中俊男君） この際、企業長から発言の申出がありますので、これを許します。
吉田企業長。

○企業長（吉田英彰君） 本日は、令和7年第1回福生病院企業団議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には何かとご多用にもかかわらず出席を賜り、誠にありがとうございます。

まずは、当院の経営状況についてですが、令和6年4月から開催された医師の働き方改革の影響が想定以上に大きく、医師の確保が進まず、計画どおりの収益を上げることができない状況でございます。このため、令和6年度の福生病院企業団病院事業決算においては大幅な減収が見込まれていることから、令和6年度の福生病院企業団病院事業建設改良積立金の目的外使用及び令和6年度福生病院企業団病院事業会計補正予算（第1号）について、本日、定例会においてご審議いただくところでございます。

次に、報告事項といたしましては、厳しい経営状況において、構成市町のご意見をいただきながら当院において協議いたしました経営強化の取組と休止病棟の今後について、後ほど経営企画課長より、在り方検討委員会等での検討結果の概要を説明いたします。

休止病棟の対応につきましては、西多摩エリアは、都内と比べても既に人口減少が始まっていることや、人の減少に伴う当院の医師をはじめとする医療従事者不足などもあり、現在の316床の病床数を当院の診療規模に見合った病床数に減少することで、安定した経営状況の維持につながると考えておりますので、皆様よりご意見を賜りたいと存じます。

なお、本日は、その他当院の事業会計予算等に関する議案等、計6件でございます。病院の置かれた厳しい現状を踏まえ、引き続き精力的に病院経営に取り組んでまいりますので、議員並びに関係する皆様のご支援をお願い申し上げます。

皆様から多くのご意見をいただく時間を多く取りたいと思いますので、各担当からの説明は要点のみとさせていただきますことをご了承ください。よろしくお願い申し上げます。

○議長（濱中俊男君） 以上で、企業長の発言は終わりました。

○議長（濱中俊男君） 次に、日程第3、一般質問を行います。

一般質問については、既に通告されておりますので、通告の順に発言を許します。

5番石居尚郎議員、質問時間は60分と通告されております。ただいま議場内の時計は午後1時5分ですので、質問時間は午後2時5分までといたします。

5番石居尚郎君。

○5番（石居尚郎君） こんにちは。それでは、通告に従いまして、財政再建と計画の実行についてと題し、一般質問を行います。

昨年開催されました定例会の令和5年度の決算において、公立福生病院の厳しい経営状況が明らかとなりました。また、議会の中で、今年度、「令和6年度も同等の純損失となるのでは」との答弁もありました。令和7年度もさらにこのような状態が続くことになると、これまで示してきた計画どころか経営自体が立ち行かなくなるのではとの危

機感があります。

そこで、経営強化プラン在り方検討委員会、施設設備の長寿命化や医療機器の更新などの計画について、以下質問をいたします。

最初に、（１）経営状況についてお伺いいたします。

令和５年度の決算において、純損失が１４億４,７３６万円であることが明らかになりました。公立福生病院の資金繰りはどうなっているのでしょうか。また、コロナ禍以降、他の公立病院の経営状況をどのように聞いておられるのでしょうか。

○議長（濱中俊男君） 吉田企業長。

○企業長（吉田英彰君） 石居尚郎議員のご質問にお答えいたします。

財政再建と計画の実行についての１項目め、経営状況についてでございます。

議員のご質問のとおり、当院の令和５年度決算の状況は、医師不足とコロナ禍後の患者の受診控え、コロナの５類移行に伴う都補助金の大幅な減少が要因となり、１４億４,７３６万４,２１０円の純損失を計上する赤字決算となりました。

その結果、令和５年度末の資金残高は、令和４年度末の資金残高から１６億４,７５８万４,１５８円減少し、３７億３,８０５万１,８６１円となりました。

令和６年度につきましても、全国的な医師不足と患者の受診控えの影響により、医業収益の減収が著しく、令和６年度予定キャッシュ・フロー計算書では、資金残高は約１９億３,２６５万６,０００円減少し、１８億５３９万６,０００円となる見込みです。なお、この１８億５３９万６,０００円には、建設改良工事に充てることを目的として積み立てた建設改良積立金１４億５,０２４万９,０００円が含まれているため、建設改良積立金を除いた運営資金は３億５,５１４万７,０００円となります。

そして、運営資金３億５,５１４万７,０００円も、令和７年６月時点で底をつく試算となっております。この状況における対応といたしましては、この後の議案として上程させていただいておりますが、目的外使用として建設改良積立金の一部を取り崩して運営資金として使用させていただきたいと存じます。

また、都内の公立病院の経営状況でございますが、令和５年度決算の状況は、全病院で純損失を計上しております。

さらに、総務省が示しております全国の公立病院の経営状況では、赤字病院の割合が令和４年度は３４％のところ、令和５年度は７０％まで増加しております。民間病院におかれましても、マスメディア等で倒産等経営不振のニュースが報じられており、当院に限らず、病院事業全体として非常に厳しい経営状況となっております。

以上でございます。

○議長（濱中俊男君） 石居議員。

○５番（石居尚郎君） ご答弁ありがとうございました。

運営資金は令和７年６月で底をつく試算をしているというご答弁ございました。極めて重大かつショッキングな答弁かなというふうに受け止めました。また、他の公立病院でも７割が赤字という、こういう時代状況でございます。今議会で来年度の予算案が示されましたけれども、この先、誰が見ても令和８年度の予算を組むのが、さらに大変厳

しい状況になっていくことは明らかかなというふうに思います。

そこでお伺いしたいのですけれども、令和8年度における純損失の予測をどのように考えておられるのでしょうか。

○議長（濱中俊男君） 経理課長。

○経理課長（森田貴也君） お答えいたします。

企業長答弁にもありましたとおり、全国的な医師不足とコロナ禍後の患者の受診控えにより、病院事業全体として非常に厳しい経営状況となっております。

そのような状況下で、当院のみならず構成市町の市長、町長にも、医師の働き方改革制度や公立病院の財政支援について、国や東京都に要求、要望を行っていただいております。

しかしながら、議員ご質問の令和8年度においても、ここで国が示した地域を見据えた医師の偏在対策により、当地域において医師不足が急激に改善されることは期待できません。したがって、同様の傾向が続くと予測しております。

以上でございます。

○議長（濱中俊男君） 石居議員。

○5番（石居尚郎君） ご答弁ありがとうございました。

今年の7月の運営資金が底をついていくということ、また、令和8年度も同様の傾向が続くというご答弁でございました。一般企業として考えていくなれば、破綻を期してしまうという危機が迫っているのかなという、そういう危機感を持ちました。何としてもそれを回避していく道を探っていただきたいというふうに思います。

続きまして、（2）に移らせていただきます。

財政難の中、「公立福生病院経営強化プラン」を令和4年度に示されております。またその後、「公立福生病院在り方検討委員会」も令和5年度に立ち上げております。その進捗状況はどうなっているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（濱中俊男君） 吉田企業長。

○企業長（吉田英彰君） 2項目め、「公立福生病院経営強化プラン」及び「公立福生病院在り方検討委員会」の進捗状況についてでございます。

初めに、総務省は令和4年3月に、「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン」を示し、公立病院に対して経営強化プランの策定を求めました。当院は、これを受けて令和5年2月に、令和5年度から令和9年度までの5か年計画の「公立福生病院経営強化プラン」を策定いたしました。

当院の強化プランは、地域医療構想等を踏まえ、当院の果たす役割として、1点目は「二次救急患者を断らない医療機関」、2点目は「急性期からポストアキュートまで途切れのない連携を行う医療機関」、3点目が「がん診療対応医療機関」の計3点を掲げ、プランを策定いたしました。

しかしながら、コロナ禍におけるプラン策定は、コロナ5類移行後の全国的な患者の受診控えや、令和6年4月開始の医師の働き方改革の影響による医師不足により、病院経営が大きく変化することは想定できなかったことから、令和5年8月に5階東棟の1

病棟を休止するなど、計画に沿った運営は厳しい状況となっております。

このような状況下において、安定した運営と適切な医療提供を推進するために、福生病院の今後の在り方を検討する「公立福生病院在り方検討委員会」を令和5年度に設置いたしました。これまで令和6年3月から令和6年9月まで計5回の委員会においては、令和7年度以降の分娩について、2市1町と相談し、産婦人科医等と協議を重ねた結果、4月からの分娩を一時休止することとなりました。

また、現在の在り方検討委員会においては、当院の病床数 316 床に対して、地域の状況や他の医療機関の病床数や病院機能も踏まえ協議を進めておりますが、1年間を通して検証した結果、316 床を 271 床程度に、1 病棟を減らすことが必要ではないか、さらにはどの病棟の病床数の見直しをするのか、それぞれの病棟機能が異なることから、各病棟の特徴等を踏まえ、今後も引き続き構成市町と連携を図りながら、検討委員会を進めてまいります。

また、必要に応じて企業団議会の議員の皆様をはじめ、東京都や東京都地域医療構想調整会議の場で諮らせていただき進めてまいります。

以上でございます。

○議長（濱中俊男君） 石居議員。

○5 番（石居尚郎君） ありがとうございます。

経営強化プランについての答弁は、コロナ禍のその先までは想定できなかったということでした。

それでは、公立福生病院の在り方検討委員会についてでございますけれども、現在までの検討したその結果がどうなっているのかということ。それから、民間の医療機関からは、「使命感に基づく公立病院としての在り方や経営強化プランを検討していただきたい」との声を頂いております。これにどう答えていかれるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（濱中俊男君） 経営企画課長。

○経営企画課長（青木しのぶ君） お答えいたします。

初めに、在り方検討委員会における主な検討は、先ほど、企業長答弁にございましたとおり、1 病棟程度の病床の減少により、費用削減の効果を検証したところでございます。

次に、公立病院としての使命に基づく経営に関しましては、医業収益のほかに公的資金が投入されておりますが、民間病院とは異なり、不採算といわれる診療についても担っております。地域住民に安全な医療提供は平時からはもとより、災害拠点病院である当院は、災害時においても構成市町の緊急医療救護所としての役割を果たすべく、日頃から備えております。

また、構成市町の健診や予防接種などの保健衛生事業や保育園等、小中学校との連携など、治療のみならず予防的健康増進や介護事業に寄与することも当院の使命と考えております。

このためには、安定した病院経営に向けて、今ある医療資源を最大限活かすために、

経営強化に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（濱中俊男君） 5番石居議員。

○5番（石居尚郎君） ありがとうございます。

様々な事業に取り組んでおられるというお話しでございました。

福生病院というのは、私たち地域住民にとってはなくてはならない大事な病院であるわけでございます。使命感を持って経営強化にしっかりと取り組んでいただきたいというふうに思います。

そこで、今日、「福生病院年報」の令和5年度版というのも、これ昨年の12月に発刊されて私も頂いたんですけども、この中で、仲丸副院長が編集後記を書かれているんですね。ずっと一通り読ませていただいたんですけども、編集後記に至って、こういう思いで病院経営されているんだと、熱い思いになって読ませていただいたんですけども、その一文をちょっと引用させていただきたいと思います。

真ん中からちょっと下辺りに、「4月1日に起こった透析室での漏水は」、これは恐らく2年前の4月1日なんだろうかね、「漏水は、偶然現場に居合わせた者として忘れることのできない出来事でした。新病院開設からまだ15年、設備の老朽化とは言えない中での大惨事で、漏水の場所や広がりによっては、電子カルテ、検査機器、放射線装置などのハード面の被害で病院機能停止のおそれがあると思い知りました。正月の能登半島地震と同規模の首都直下型地震が起きても、災害拠点病院としての機能を維持できるよう、設備の改修や長寿命化計画を進めていく必要があります。」という一文があるんですね。

特に後半部分の、もう一度読みますけれども、「災害拠点病院としての機能を維持できるよう、設備の改修や長寿命化計画を進めていく必要があるんだ」ということをここで述べられております。

先ほどの資金繰りの答弁では、この後また議案になっております目的外使用として、建設改良積立金の一部を取り崩して運営資金として使用するんだという答弁でございました。そうしますと、長寿命化計画を進めていく必要があるとのこの編集後記と矛盾が生じてくるのではないのでしょうか。改めて長寿命化計画の実効性、これについて伺いたいと思います。

○議長（濱中俊男君） 今の石居議員の再質問に対しましてご答弁をお願いします。

経理課長。

○経理課長（森田貴也君） お答えします。

長寿命化計画でございますが、計画期間もそうですが、令和6年度から令和30年度まで25年間を計画したものでございます。各年度に実施すべき項目につきまして、大変厳しい経営状況ではございますが、着実に実行を進めていきたいと考えております。

一方で、その財源でございますが、企業債を借り入れて実行してまいります。

ただ、企業債だけに頼らず、今、サウンディング型市場調査を実施しております。また、国等の補助金、こういったことも併せまして民間の資金の活用、こういうことも検

証しているところでございます。

繰り返しになりますが、大変厳しい現状下でございますので、財政状況を考慮しながら病院機能を維持していくために必要な更新を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（濱中俊男君） 5 番石居議員。

○5 番（石居尚郎君） ありがとうございます。しっかりと、15 年経過をしてやるべきところはやっていかなければいけないんだというご答弁でございましたので、しっかり取り組んでいただきたいと思います。

次の質問に移らせていただきたいと思います。次の（3）の質問に移ります。

「公立福生病院施設・長寿命化計画」や「医療機器等整備計画」など、その実効性について伺いしたいと思います。

○議長（濱中俊男君） 吉田企業長。

○企業長（吉田英彰君） 話がダブってしまうところがありますが、**「公立福生病院施設・長寿命化計画」や「医療機器等整備計画」等について**でございます。

大変厳しい経営状況でございますが、この病院を維持していくために、施設・設備、医療機器等の更新は必要であると考えております。

まず、施設・設備の更新については、建設から既に 15 年が経過していることから、国の「医療施設におけるインフラ長寿命化計画（個別施設計画）策定のためのガイドライン」に基づき、令和 5 年度に「施設・設備長寿命化計画」を策定し、計画的な維持修繕と更新を行い、事後保全から予防保全への転換を図ることでトータルコストを削減すべく、計画を推進しているところでございます。今後も投資・財政状況を考慮しながら必要な財源を確保しつつ、長寿命化計画に基づき、施設・設備の維持修繕及び更新を実施してまいります。

また、令和 6 年度の取組としまして、民間の資金とノウハウを活用し、効果的に長寿命化計画を推進するため、「公立福生病院省エネ設備導入・運用改善事業実施に向けたサウンディング型市場調査」を実施しました。サウンディング型市場調査は、民間事業者によるその有効的な手法について意見や提案を聞き、具体案を固めていくものであり、2 件の事業者から提案書の提出がありました。今後、事業者とヒアリングを行い、具体的な事業内容についての検証を実施してまいります。

次に、医療機器等の更新については、令和 5 年度に「福生病院企業団医療機器等整備計画検討委員会」を発足し、将来の医療需要等を踏まえた整備計画の作成及び更新を実施しているところでございます。

委員会には、機器等を使用している医師や技師等の職員も出席し、使用頻度、消耗度、費用対効果などのヒアリングを行い、更新年度を迎えた機器等を全て更新するのではなく、財政状況を考慮しながら、医療水準を確保した必要な機器等の更新を決定しております。令和 6 年度においても、11 回の委員会を開催し、当初要望額からの削減を図り、必要な機器等のみを予算に計上しております。

以上でございます。

○議長（濱中俊男君） 5 番石居議員。

○5 番（石居尚郎君） ありがとうございます。

経営が大変厳しい中で、企業債あるいは国等の補助金も併せて民間資金の活用も検証しているというお話しでございました。病院機能維持のために、必要なところは更新をし、その財源確保に努めていただきたいというふうに思います。

次に、（４）の地域医療連携について質問をいたします。

昨年 7 月、本年 1 月に開催されました東京都地域医療構想調整会議において、地域医療連携のさらなる推進に向けて、どのようなことが話し合われたのでしょうか。また、地域医療連携の方向性はそこで示されたのか、お伺いしたいと思います。

○議長（濱中俊男君） 吉田企業長。

○企業長（吉田英彰君） 4 項目め、「地域医療連携について」でございます。

地域医療連携のさらなる推進に向けてどのようなことが話し合われたかという質問でございます。

令和 6 年 7 月に開催された令和 6 年度第 1 回東京都地域医療構想調整会議の西多摩ブロックでは、特に西多摩はご家族が近くにいない独居の高齢者が非常に多いことから、在宅医療が成り立たないこと。

また、高度急性期及び急性期の看護師不足や回復期での理学療法士や作業療法士の人材不足について、医療費が抑制され収益が上がらない中、西多摩特有の地域事情から人員確保が難しいことなどについて意見交換がされました。

続きまして、本年 1 月に開催されました令和 6 年度第 2 回の会議では、主に 2 点の議題がございました。

初めに 1 点目として、西多摩保健医療圏における紹介受診重点医療機関の適合について話し合わせ、市立青梅総合医療センターのみが基準を満たし、当院を含めた他の病院については要件を満たさなかったことが報告されました。

次に 2 点目は、各病院院長の意見交換で、特に三次救急医療機関である市立青梅総合医療センターにおける高齢者の救急搬送が逼迫していることが取り上げられました。連携強化の必要性については認識しているものの、医師や看護師の人材不足や資金面での課題から連携ができないとの現状が相次いで報告されました。

ご質問の地域連携の方向性は示されたかでございますが、東京都医師会副会長からは、西多摩地域における課題の抽出は既に終わっていること。あとは対応策を実行するのみとの見解を述べられ、具体策の協議までには至りませんでした。

以上でございます。

○議長（濱中俊男君） 5 番石居議員。

○5 番（石居尚郎君） ご答弁ありがとうございます。

連携強化の必要については認識しているものの、具体策の協議までは至っていないというご答弁だったというふうに思います。この地域医療構想調整会議というのは、私もちょっと調べたのですが、医療法第 30 条の 14 のところで示して、大きく 2 つポイントがあります。

一つは、「都道府県が構想区域ごとに診療に関する学識経験者の団体、その他の医療関係者、医療保険者等との協議の場を設置する」としてありますということと、もう一つは、「関係者との連携を図りつつ、医療計画において定める事項を達成するための方策、その他の地域医療構想の達成を推進するために必要な事項について協議する」というような内容で、東京都でもブロックごとに年2回開催されて、吉田企業長もそこに参加しておられると聞いております。私も議事録等も拝見させていただいて、一部そのこと等を吉田企業長も発言をされているのは確認させていただきました。

この東京都の企業ブロックというのが全部で13あるんですかね。23区に7つのブロックがあって、北多摩が3つに分かれていて、それで南多摩が1つ、それから島嶼が1つで西多摩が1つとなっているんですが、私たちの住んでいるこの西多摩地域というのは、西多摩地域広域行政圏協議会とちょうどその医療圏が重なっていて、そういった意味では、いろんな検討がしやすいのかなというふうにも思いました。

そこで再質問なんですけれども、複数の医療機関等が法人に参画することによって、病院間の競争というよりも、お互い協調を進めながら地域において質が高く効率的な医療提供体制を確保するという制度、これが地域医療連携推進法人制度というふうに言うんですけれども、この制度について、この東京都の地域医療構想調整会議の中での話題に出たことというのはあったのかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（濱中俊男君） 事務長。

○事務長（中岡保彦君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

今までの医療会議において、この推進法人制度について、特には上がっておりません。

ちなみにこの制度なんですけれども、平成29年にできました、今、7年たっておりますけれども、なかなか進んでいないようでして、関東1都6県の中でも6法人にとどまっているのが、令和5年現在、全国で35、関東1都6県で6法人ということで追加の発表がございました。

そういうことで、関東1都6県の6法人ですが、ちなみに東京都について、今、ない状況でございます。ですので、まだ議論は進んでいないと思われます。

ここにつきましては、先ほど石居議員におっしゃっていただいたように、西多摩広域行政圏、自治体の関係であるとか、またこちらの医業機関関係者による会議だとか、様々なところ関係しますので、ここについては今後、私どもも注視してまいりたいと考えております。

○議長（濱中俊男君） 5番石居議員。

○5番（石居尚郎君） ありがとうございます。

なかなか全国でも実施しているところが少ないという。これは先ほども申し上げたとおり、なかなか連携しづらいブロックになってくると難しいと思うんですが、西多摩の場合は、またちょっとそういう地域とは違って、広域行政圏と同じ単位でこの医療圏があるというのは、ある意味ではそれがプラスにもなっていくのかなというふうに思っております。

例えば、東京都の地域医療構想調整会議の席上でも、地域医療連携推進法人制度につ

いて触れてもいいのかなと思うんですけども、その点はいかがでしょう。

○議長（濱中俊男君） 事務長。

○事務長（中岡保彦君） これ、ちょっと病院側から一概には申し上げにくいところではございますけれども、一病院からです。

今、この進んでいないというところで、先ほど議員にご紹介いただきました協調というお話がありましたが、なかなか今進んでいない実態としまして、東京都では議論されていないんですが、ちょっと私の調べたところ、やはりその協調というのは、資金面であるとか、主導権であるとか、そこに民間と公立が混ざってやっていくということなので、なかなか難しいようでございます。ですから、その難しい部分というのは、今、広域行政圏という話がありましたが、どこがイニシアティブ、自治体であるのかということもあります。今までそういった議論はありませんので、まだ構成市町とともに協議をする運営協議会でも議題として上げられておりませんので、ここで私も一概に言えることではありません。

ただ、今回のこの質問を頂いております経営の厳しさというのは、先ほど企業長が申し上げた全国的なものでございます。非常に厳しい状態が続いていますので、これまでも首長の会議等で国のほうから市長会、町村長会でも、この機能分化とか統廃合とかという説明があるんですね。この部分が経営強化に厳しいというので、今後ちょっとそういうふうな話がまた進む可能性はあるかもしれません。

従いまして、先ほど私が注視すると言ったのは、そういった動きが多分加速する可能性がありますので、その辺を十分注視、国や東京都の動きを、またほかのブロックですね、先ほどの関東のほかの県とか似たような状況のところを注視しながら、また必要に応じて構成市町、それから議員の皆さん、情報提供させていただきながら相談をさせていただきたいと思います。今、この病院が私達だけでどうしたらいい、こうしたらいい、ちょっと申し上げづらい部分があります。

以上でございます。

○議長（濱中俊男君） 吉田企業長。

○企業長（吉田英彰君） 追加でよろしいでしょうか。

西多摩医師会の健診事業を西多摩全体でやりたいということで提案をしているようにすけれども、やはりなかなか8市町村まとまらないんですよ。だから、こちらから逆にいろいろお願いしたいと、逆に思います。よろしくお願いします。

○議長（濱中俊男君） 石居議員。

○5番（石居尚郎君） ありがとうございます。逆提案をいただいてありがとうございます。国のほうの、先ほど事務長がおっしゃったとおり、非常に医療に関しては危機感を持っていて、東京都の先ほどの構想協議会などでも、国のとおりにまたやっていると、東京都としてはやはり成り立たないので、それぞれのブロックにおいて特徴のあるものをやっていかなければいけないんだという、東京都は東京都で一生懸命努力しているというのも、そこで確認をさせていただきました。

そこで、この西多摩ということなのですが、なかなか今のこの体制というのは、どこ

が声を上げていいのか、医師会なのか、自治体なのか、自治体も8市町村あります。また、公立病院なのか、非常に難しいところだ。だからこそ話し合いを、以前からずっと申し上げているのは、協議の場が必要なんだと。せっかくこういう東京都も入り、共有できる場があるわけですから、そこでいろんな発言も勇気をもってしていく。これは私達というか、病院だけでなく、また広域行政圏の中でも、そういう話題に触れていくという必要があるのかなと思いますので、私達は私達なりにしっかりと努力をしていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、最後に（５）の構成市町からの負担金について質問いたします。

公立福生病院を支える福生市、羽村市、瑞穂町からの負担金について、どのように考えておられるのか、お聞きいたします。

○議長（濱中俊男君） 吉田企業長。

○企業長（吉田英彰君） ５項目め、「構成市町からの負担金について」でございます。

当院の負担金の仕組みについては、「福生病院企業団に対する構成市町の負担金算出基準」に基づき、運営負担金及び建設負担金を頂いております。運営負担金は病院運営に伴う経常的経費に関するもので、主に収益的収支へ影響し、建設負担金は病院を建設した際の事業費に伴う経費に関するもので、主に資本的収支へ影響するものでございます。

先ほども申し上げましたが、大変厳しい経営状況でございますが、この病院を維持していくために、施設・設備、医療機器等の更新が必要であり、今後、建設負担金の増額が見込まれます。

また、構成市町負担金の算出基準は、平成28年度に策定されて以来、見直しがされていない状態であるため、算出基準、算出方法、運営負担金の上限などについて協議を行いたく、令和6年11月の構成市町の首長から成る福生病院企業団運営協議会にて協議の申出を行い、令和7年1月の構成市町の担当部課長から成る福生病院企業団事務部会にて、協議事項と協議予定をお示ししたところでございます。そして、早速1月24日に「第1回構成市町負担金の協議」を開催し、見直し項目の洗い出しを開始したところでございます。今後も協議回数を重ね、令和8年度予算に反映できるように進めてまいります。

負担金につきましては以上でございますが、いずれにいたしましても、財政再建に向けた経営改善策につきましては、構成市町等の意見も聴きながら、最善の策を導き出したいと考えております。

以上でございます。

○議長（濱中俊男君） ５番石居議員。

○５番（石居尚郎君） ありがとうございます。

既に見直し項目の洗い出しを開始されているということ、そして、構成市町等での意見も聴きながら最善の策を今後導き出していくんだというご答弁でございました。

私は羽村市選出の議員ですので、羽村市の状況を少しお話しさせていただきたいと思うんですけれども、最初は経常収支比率ということでございます。これは突発的に対応できる弾力性の指数を表しているものなんですけれども、この羽村市の経常収支比率は、

現在ほぼ 100%です。100%ということは、これは突発的な災害時に適切に対応する財政的余裕がない、極めて異常な状態にあると。以前は、経常収支比率は自治体では 80%が理想的だろうと言われていたんですね。残りの 20%で何かあったら対応しましょうと。ところが 80%の自治体というのはなかなか少なくなってきた、せめて 90%にしよう。だけでも、羽村市の場合はそこにも至っていない、100%。はっきり言えば、自由に使えるお金がもうほとんどないというのが、この経常収支の実態であるということです。

それから次、それぞれの自治体というのは、市町村等が行う仕事の一部を複数の市町村等が協同して行う目的で、一部事務組合というのを設置しているんですけども、例えば、今日は瑞穂町さんもいらっしゃいますけれども、羽村市と瑞穂町で学校給食センターというのを運営しております。もうかなり老朽化が進んでおりまして、そこが。食物アレルギーの対応というのがずっとできていないと。それが現在、建て替えの検討というのが進んでいるんです。その金額というのはまだはっきりはしていないんですけども、概算でゆうに 40 億円は超えるだろう、こういう規模の事業というものもある。この他に西多摩衛生組合であったりとか、瑞穂斎場組合など、それぞれの課題を抱えながら、自治体が 100%の経常収支比率、さらに一部事務組合でも大変なこれからの見直しというのがある、こういう自治体の経営状態であるというのを、まず認識しなければいけないんですね。

その上で、翻って私達この福生病院では、2市1町で支えているわけでございます。2市1町も財政のみでは、これ福生病院で高度医療までを担えるような病院機能の経営維持というのは、将来的に難しくなるんじゃないのですかという、こういう懸念する声もいただいております。もう医師不足の状況改善も、なかなか先の見通しもつきづらいというお話もありました。にもかかわらず、医師である吉田院長は企業長も兼任されていらっしゃるわけでございます。本来であれば、医師に専念してそこをやりたいという気持ちがあるのかなというのを推察しているんですけども、そうした中で、2市1町の首長でもなく、医師でもなく、例えば、医療経営のプロコンサルタントが経営していくような考え方、あるいは、それは福生病院だけじゃなくて、先ほど述べました地域医療連携推進法人制度などを導入するなど、新たな枠組みの中で考えていくことも必要ではないかなとも思うんですけども、その点いかがでございましょうか。

○議長（濱中俊男君） 事務長。

○事務長（中岡保彦君） 今、各自治体の厳しい状況をご説明いただきまして、ありがとうございます。非常に私どもも厳しい状況というのは認識しているところでございますが、その中で今、コンサルというお話がございました。また、企業長というお話もありましたが、企業長におきましては、ここで初代の松山企業長から吉田企業長に交代をされまして、この任命権というのは各市町長にあるわけでございます。このときも協議をさせていただきましたが、企業長というのは、この病院を熟知している者が、精通している者がというのは、企業法に書いてあるとおりでございまして、3人で熟考の結果、吉田企業長ということになってございますので、私たち職員も吉田企業長を支えながら、職員一丸となって、これから経営強化を目指しているところでございます。

なお、今後の在り方につきましては、先ほど申し上げましたように、任命権者が各自自治体でございますので、職員側でどうのと言えることではございません。私どもとしましては、職員一丸となって努めてまいるというところでございます。

以上でございます。

○議長（濱中俊男君） 石居議員。

○5番（石居尚郎君） ご答弁ありがとうございます。

少々規模の大きな話をさせていただいたわけですが、本当に全福生病院を挙げて経営改善、財政再建に努めておられますことに、まず本当に敬意を表したいと思います。と共に、先ほどもありましたけれども、私も、できる限りの努力をさせていただきたい、こういう思いで一般質問をさせていただきました。

以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（濱中俊男君） 以上で、5番石居尚郎議員の一般質問を終わります。

次に、8番原田剛議員の一般質問でございます。

質問、通告時間は40分とされております。ただいま議場内の時計は午後1時48分ですので、質問時間は午後2時28分までといたします。

8番原田剛議員。

○8番（原田 剛君） ご指名をいただきましたので、一般質問を行います。よろしくお願いいたします。

今回の質問は、1、医療のデジタルトランスフォーメーションについて、2、産後ケアについて、2項目お伺いしたいと思います。

まず、DXはデジタル技術で。途中、DXという言い方をしてしまうかもしれませんけれども、お願いいたします。DXはデジタル技術で社会や生活様式を抜本的に変える試みであり、各自自治体でも、今、現在、市民の利便性向上のために様々取り組んでいるところでございます。その中で厚生労働省では、医療DXのさらなる推進について、この資料の中で5つの目指すべき施策を示されております。

1つは、国民のさらなる健康増進、2つとして、切れ目なく質の高い医療等の効率的な提供、3つとして、医療機関等の業務効率化、4点目、システム、人材等の有効活用、5点目として、医療情報の二次利用の環境整備、これを目指すとうたわれております。工程としては、全国医療情報プラットフォームの構築と、また電子カルテ情報の標準化、そして診療報酬改定DXを実施していくことで保健・医療・介護の情報を有効に活用していくことによって、そして良質な医療やケアを受けることを可能にするとされております。

この中で医療DXのユースケースメリット、いわゆる使う側のメリット例として、救急医療、介護現場の切れ目ない情報共有や、意識不明時に検査状況や薬剤情報等が把握されて、迅速に的確な治療を受けられることや、また、入退院時に医療・介護関係者で情報が共有されて、より良いケアが効率的に受けられること、こういったことについては本当に患者さんにとってもメリットだと思われれます。

そのほかにも、医療機関、自治体サービスの効率化、負担軽減、健康管理、適切な受

診等のサポートなどありまして、そして公衆衛生・医学・産業の振興に資する二次利用がうたわれております。その中では、本当に電子カルテ情報共有サービスにより、全国の医療機関等で患者さんの電子カルテ情報を閲覧できるサービスとなっており、本当に国のほうでは壮大な計画の下に進められているということを理解しております。

そういった中で少子高齢化が進む我が国において、国民の健康増進や切れ目ない質の高い医療の提供に向けて医療分野のデジタル化を進めて、介護を含めて保健・医療情報の利活用を積極的に推進していくということは非常に重要だと思っております。

そのような中で3点、ここの中では伺わせていただきます。ただ、1点ずついきます。

1点目として、マイナンバーカードの保険証利用の本格化に伴う実施について。

マイナンバーカードを医療機関・薬局で健康保険証として利用することができるようになりました。利用者は顔認証機能を備えたカードリーダーを用いることによって、従来よりも精度の高い本人確認及び過去の医療情報の取得が可能となります。これによって質の高い医療サービス提供することが実現されるとなっております。

従来の健康保険証は令和6年12月2日以降に新たに発行されなくなって、その間はマイナンバーカードの健康保険証利用、いわゆるマイナ保険証を基本とする仕組みに移行してまいります。

マイナンバーカードを使い、受付時に情報提供に同意することで過去に処方された薬、特定健診などの情報を医師、薬剤師がスムーズに共有することができ、データに基づくより良い医療が受けられます。また、高額療養費の限度額を超える支払いについて、事前に限度額適用認定証を申請することで、窓口負担の上限を抑えることがこれまではできておりましたが、マイナンバーカードを健康保険証として利用すれば、限度額適用認定証がなくても公的医療保険が適用される。診療に対しては、限度額を超えるものを支払う必要がないなど、利便性が向上いたします。

そこで、マイナンバーカードの健康保険証利用の本格化に伴う実施について、これで福生病院において円滑に実施できているか、その辺のところの実施状況についてお伺いしたいと思います。1点目、よろしくお願いいたします。

○議長（濱中俊男君） 吉田企業長。

○企業長（吉田英彰君） ご質問の医療のDXについての1項目め、「マイナンバーカードの保険証利用の本格化に伴う実施について」にお答えさせていただきます。

マイナンバーカードを健康保険証として利用できるようにするオンライン資格確認システム、いわゆるマイナ保険証の本格運用が令和3年10月20日より開始されました。

このオンライン資格確認システムのメリットとして、コロナ禍においては、人との接触を最小限に本人確認と保険資格の確認が一度に可能となったほか、患者の同意を得て特定健診情報等や薬剤情報を閲覧できることにより、より適切な医療の提供が可能となりました。また、紙の健康保険証では必要な病院システムへの資格情報入力の手間が軽減され、誤入力などのリスクも減少しました。

ご質問の、当院での実施状況についてでございます。令和3年11月より運用開始いたしましたが、全国と同様、利用率の低迷が続きました。そのため、利用を促す掲示、コ

ンシェルジュによる案内を行ってきたものの、令和6年10月までの利用率は1～2%台にとどまっております。

しかし、令和6年12月2日以降、従来の健康保険証は発行されなくなり、マイナ保険証が基本となることが、国や健康保険組合はもとより、報道等に取り上げられたことで認識がされていたためか、利用率は11月には4.45%、12月には9.44%と増加に転じております。

令和7年度には、さらに増えるマイナ保険証利用者に対応するべく、現在、受付と救急外来に設置している3台のカードリーダーに加え、地域医療連携室、健診センターにもカードリーダーの増設を検討しておりまして、円滑な受付がなされるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（濱中俊男君） 8番原田議員。

○8番（原田 剛君） ありがとうございます。

今の答弁の中で、本当に利用率は徐々に徐々に増えている様子が分かりました。そういった中で、受付と救急外来に3台、そしてまた地域医療連携室、健診センターにもカードリーダーの増設を検討しているということで、令和7年度、そのようなことで設置が進むという状況でございますので、いろいろなところでどんどん進んでおりますので、利便性向上のために引き続きお願いしたいと存じます。1点目については、以上でございます。

次に、2点目として、電子処方箋の進捗状況について。

電子処方箋システムの導入によって、電子処方箋や紙の処方箋に関係なく、処方及び調剤された薬剤情報は、電子処方箋管理サービスへ即座に反映されるようになりますとありました。電子処方箋システムを導入した医療機関また薬局では、患者さんの直近の薬剤情報が共有されて、これによって処方や調剤時に重複投薬などのチェックが可能になるということでございます。

ただ、厚生労働省によると、令和6年9月1日に出された資料には、電子処方箋の普及拡大に向けた対応状況等という資料によりますと、そういった時点では、令和6年9月1日時点で全国3万609施設、14.6%が電子処方箋を運用していますということで、なかなかこれ、少ないなというイメージを受けたところであります。

内訳としては、病院が1.9%、医療診療所が4.5%、歯科診療所が0.3%で薬局が44.6%ということで、やはり薬局は多いような、そういったことも見て取れますし、また、薬局によって店舗数が多い、そういった薬局の導入率は高いということでありました。

そういった中で、令和8年6月まで、その対応見込みの病院においてということで、これにおいても、やはり令和6年度中に導入が未完了となる公立病院等の導入遅延の理由ということが載っておったのですが、そういった中では、2年以内に電子カルテの全更新を控えているとか、電子処方箋を早期に導入しても二重投資になって負担が厳しい、そういったことを理由に遅れている病院というか、そういったところが52.3%という、ほぼ半分以上あるのかなという思いがしました。それで、そういった運用とかシステム

改良を考慮すると、半年以上かかったり、また、予算要求で難航しているという、そういったところも 26.1%ということで、なかなかやっぱり進んでいない状況が伺えるところであります。

そういった中で、電子処方箋についての進捗状況についてお伺いしたいと思います。

○議長（濱中俊男君） 吉田企業長。

○企業長（吉田英彰君） 2 項目め、「電子処方箋の進捗状況について」でございますが、当院の現状の電子カルテの更新は、令和 4 年 2 月に行いました。その準備段階においては、国からの具体的な方針も示されていないことから、電子処方箋の導入には至っておりません。

令和 4 年 10 月、国は電子処方箋の運用開始に先駆け、全国で先行導入地域として、山形県、福島県、千葉県、広島県の 4 地域でモデル事業を開始しました。しかしながら、この電子処方箋の仕組みについては、医療の質と利便性の向上に寄与すると期待されておりましたが、実際には、令和 7 年 1 月 26 日時点で、全国的にも普及率 4.2%程度と低い水準であること。さらに、東京都の導入実績、18 医療機関のうち国公立病院が 5 件と導入をためらう医療機関が多いことが現状です。医療機関が導入をためらう要因としては、複数のシステム改修が継続的に必要となり、医療機関の費用負担が重いこと、また、導入した医療機関においても不具合などの報告が上がっていること、患者からの要請が少なくニーズを感じないなどが挙げられております。

当院といたしましては、国が進める医療 D X も将来的には必要と認識しており、補足ですが、令和 5 年 2 月より、処方箋に患者情報として、身長、体重、検体検査等の情報を掲載し、調剤薬局側との情報共有を行っております。

今後の電子処方箋の導入につきましては、公的病院等への措置など、医療機関の負担が小さくなる形で導入できるような施策の検討が進められるとのことから、当院といたしましても、国や他の医療機関等の動向を注視してまいります。

以上でございます。

○議長（濱中俊男君） 8 番原田議員。

○8 番（原田 剛君） ありがとうございます。

やはり最新の情報を頂きました。令和 7 年 1 月 26 日時点で、全国的にも普及率 4.2%ということで、これは非常に少ない。もう進んでいないなという、本当に思い知らされた感じであります。そういった中で、医療機関が導入をためらう要因として挙げていただきました複数のシステム改修が継続的に必要、医療機関の費用負担が重いということで、やはりこれはもう大きなところだなという思いがしております。

もう一つが、導入した医療機関においても不具合などの報告が上がっていると言うこと、これもしっかりとその辺のところが改善されないと、なかなか導入には踏み出せないところがあるのではないかなということもありますし、患者さんからの要請が少なくニーズを感じないという、こういったことの中から、国や他の医療機関等の動向を注視してまいりますということでありました。やはりいろんな不具合が改善されてからこういったものを導入した方がいいという、後のほうがなかなか良いものができてくるので

はないかなという思いがしております。

その中で、答弁の中で1点だけちょっと確認させていただきたいのですけれども、令和5年2月より処方箋に患者情報として身長・体重・検体検査等の情報を掲載して調剤側との情報共有をやられているという答弁でしたので、この検体検査等の情報というのは、これはどこら辺までの情報がそこに入っていくのかなという思いがしております。その辺のところだけちょっと確認させてください。

○議長（濱中俊男君） 薬剤部長。

○薬剤部長（関根 均君） 検体検査の内容についてお答えをいたします。

処方箋に記載されている検査情報は、医薬品の副作用防止や早期発見につながる指標、多くは腎機能、肝機能などを示す直近3か月以内の最新の血液検査の値22項目を載せております。特に腎機能において、容量調整を行うように添付文書に記載されている薬品や、低カリウム、電解質異常だったり、血小板減少だったりという検査値異常を呈する病態に禁忌の薬剤があるため、調剤時の監査に利用してもらい医薬品が適正使用されるよう情報共有をしております。以上です。

○議長（濱中俊男君） 8番原田議員。

○8番（原田 剛君） ありがとうございます。本当に重要な情報がそこには載せられているんだなという思いがしております。

血液の22項目で直近3か月ということで、確かにあまり長いとこれ意味ないのかなという思いがしました。本当にそういった情報で様々投薬に関してされているということで了解いたしました。

やはりこの電子処方箋についてもなかなか導入が進まないし、予算がかかることなので、引き続き、状況を確認しながらまた進めたいと思います。この件については、以上でございます。

次に、3点目に入ります。医療情報提供における活用の現状についてということでお伺いしたいと思います。

医療情報には、診療明細書や調剤情報、検査情報、今あったような情報、尿とか血液検査とか心電図とか、また健診情報や母子手帳情報など様々あるんですが、この情報を提供して共有することで、医療従事者が患者さんに関わる医療情報を利用して治療に当たることができるということでありますが、当院の医療情報提供における活用について、現状をお伺いしたいと思います。

○議長（濱中俊男君） 吉田企業長。

○企業長（吉田英彰君） 3項目め、医療情報提供における活用の現状についてでございます。

先ほど答弁申し上げましたとおり、当院では、令和3年11月からマイナンバーカードでの健康保険証の資格確認を始めましたが、マイナンバーカードを活用したオンライン確認等システムでの診療情報につきましては、電子処方箋のシステムが導入されていないため診察室での閲覧はできません。

しかしながら、受付窓口と救急外来受付の管理端末では閲覧することができますので、

これらの運用について、緊急時や必要時には診療情報の入手方法を職員に周知し、活用しております。

なお、これまでの間、実際に緊急時に必要となった件数は、現在のところ月 3 件程度、診療情報の活用を行っております。

いずれにいたしましても、国や他の医療機関等の動向を注視しつつ、電子処方箋のシステム導入の検討を進めてまいります。

さらに、患者の診療情報の外部ツールとして、西多摩地区の医療機関限定の西多摩 I C T ネットワーク「にしたまネット」に情報参照施設として加入しております。

以上でございます。

○議長（濱中俊男君） 8 番原田議員。

○8 番（原田 剛君） ありがとうございます。

マイナンバーカードを活用したオンラインの確認等システムでの診療情報についてということで、受付窓口と救急外来受付の管理端末では閲覧することができて、緊急時や必要時に診療情報を活用しているというところでございました。様々活用できる場面ができればいいなという思いがしておりますが、ここにも電子処方箋システムが導入されていないとなかなか難しいということがあったので、やっぱり残念に思う次第でございますが、やはりこの辺については、状況を確認しながら進めないといけないのかなという思いがしました。

その答弁にありましたところで 1 点です。患者さんの診療情報の外部ツールとして西多摩地区の医療機関限定に西多摩 I C T ネットワーク「にしたまネット」に情報参照施設として加入しておりますということだったのですけれども、この辺のところをもう少し詳しく教えていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（濱中俊男君） 地域医療連携室長。

○地域医療連携室長（市川仁史君） お答えさせていただきます。

にしたまネットとは、インターネット回線を用いて、患者さんの医療情報を共有するシステムでございます。西多摩医師会が事務局となり運営されておまして、現在は、西多摩地域の 28 の医療機関が加入しております。

このシステムを導入している病院では、紹介・逆紹介をした患者さんのカルテや処方内容、血液検査の結果、レントゲンや C T などの画像情報を共有することができるようになりますので、地域の病院と診療所が一つのチームとなり、切れ目のないシームレスな医療を提供することが可能となります。

情報参照施設についてでございますが、加入登録団体の種類には、情報開示施設と情報参照施設の 2 種類がございます。情報開示施設とは、他病院に診療情報の提供と閲覧ができる病院でございまして、当院が登録している情報参照施設とは、情報提供施設の情報の閲覧のみができる施設となっております。

以上でございます。

○議長（濱中俊男君） 8 番原田議員。

○8 番（原田 剛君） ありがとうございます。詳しくありがとうございました。よく分

かりました。

そういった中では、当院は情報参照施設、情報提供施設の情報の閲覧のみできる施設ということでございました。様々この辺も本当に医療の情報が連携できるような形になればいいなと思うんですけども、やはり国が進めているし、東京都でも進めているという情報もいただいておりますので、この辺のシステムがそれぞれ動き出したらどうなるんだろうという思いがしております、本当にやはり状況を見ながらやっていかなければいけないのかなという思いがしました。

都内のほうの自治体でもちょっとお聞きしたところがありました。そういった中でも、病院、クリニック、また訪問介護や訪問看護など様々情報を共有しなければいけない、提供しなければいけない、やりとりしなければいけないという中でも、やはり同じシステムでやっているところと違うシステムを使っているところと、また、デジタル化に追いつかないで文書で、ファクスでやり取りしていて手書きのファクスが届くとか、様々まだ課題は多いんだなということで、こういったデジタルに対して本当にもっと進めていかないといけないなと思っております。

そういった中で、やはりこれも予算のかかることでございますので、ちょっと今の状況の中でもう本当に、やりなさいとかいうのも難しいところでもありますし、また、それぞれが進み出したところで一番ベストの状況で進めていくのがいいのかなという思いがしておりますので、これについても引き続きお願いしたいと思います。

1 項目めについては、以上で終わります。

次に2 項目め、産後ケアについてお伺いしたいと思います。

産婦人科常勤医師の退職に伴って、出産予定日が令和7年4月1日以降の方について、分娩一時休止となったところであります。その中で、助産師さんは必要人数を確保されていたので、そういった中でいつまた再開されるか分からないということで、4月以降もこの助産師さんの確保は必要じゃないかということで質問させていただきましたが、そのときに、産後ケアを充実させていくというご答弁でありました。

産後ケアは、瑞穂町と連携していたところで、その後は令和6年3月に福生市、4月に羽村市と、こういったことで連携するようになってまいりました。そういった中で、この産後ケアの現状と、また今後についてお伺いさせていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（濱中俊男君） 吉田企業長。

○企業長（吉田英彰君） 産後ケア事業は、産後間もないお母さんの疲労回復や育児に関する様々な不安や悩みの相談に応じるなど、お母さんと赤ちゃんの生活のサポートを行う育児支援の仕組みです。日帰りや宿泊でゆっくりと過ごしなが、助産師や管理栄養士といった専門家の支援を受けて、リラックス、リフレッシュすることができます。

当院での産後ケアの現状でございますが、令和2年4月に、まず、瑞穂町と日帰りデイサービス型の産後ケア事業を開始いたしました。しかしながら、コロナ禍の影響もあつて、実際に利用される方はいらっしゃいませんでした。

その後、令和6年3月に、福生市とデイサービス型事業を開始し、令和6年4月から

は福生市、羽村市、瑞穂町、全ての構成市町とデイサービス型事業の業務委託契約を締結いたしました。

令和6年4月から令和7年1月までの利用状況ですが、延べ7名の方にご利用いただいております。

なお、産後ケアにおいては、当院が提供する食事やおやつの充実が重要とのご意見を構成市町の担当者から頂き、当院管理栄養士を中心として検討し、リニューアルしたところ、利用者アンケートにおいて大変好評をいただいているところでございます。

産後ケアの今後でございますが、令和7年4月1日から分娩が一時休止となることから、病院として現在の人員でできることを、助産師を交えて検討し、「デイサービス型」に加え、新たに「宿泊型」の産後ケア事業を開始することとなりました。

宿泊型の産後ケアでは、一定期間当院に宿泊していただくこととなりますので、デイサービス型に比べて、母子のケアのための時間をより多く提供することが可能となります。その間、お母さんは安心して十分な休息を確保していただくことができるものと考えております。

現在、令和7年4月からの事業開始に向け、構成市町と相談を進めておりまして、4月から地域の皆様にご利用いただけるよう、引き続き準備を進めてまいります。事業の詳細が決まり次第、ホームページや広報にて周知してまいります。ぜひ多くの方にご利用いただきたいと考えております。

以上で、原田議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（濱中俊男君） 8番原田議員。

○8番（原田 剛君） ありがとうございます。

やはり福生市、羽村市、瑞穂町で既にデイサービス型の産後ケアを実施されているということで、そのときに、広報だったかな、それを見たときに、やはり宿泊型、それもやったほうがいいなと思ってこの質問を考えたところがありました。そういった中では、もう先に宿泊型の産後ケアを開始するというので、本当に素晴らしいなと思っております。よかったなと思っております。

本来であれば、お産したところで産後ケアが受けられるというのが一番理想的だなと思うんですけども、また分娩の再開を願っていきいたいと思っております。

また、その中でデイサービス型の産後ケアについて、構成市町によって自己負担額が違っているんですね。各ホームページを見ますと、産後ケアの場合、1回当たり、福生市、羽村市は2,500円、瑞穂町は2,000円ということで、「おっ」と思ったところがありました。

そういった中で、最初の設定金額があって、自己負担があって、その差額が各自治体で補助しているところだと思っておりますが、実際の元の契約金額、この辺のところ、違いはないと思うんですけども、デイサービス型と宿泊型、それぞれ幾らで設定されているのか、その辺のところを再質問でお伺いしたいと思います。

○議長（濱中俊男君） 医事課長。

○医事課長（井口 武君） 原田議員の再質問にお答えいたします。

産後ケアのデイサービス型は、令和6年度は2万7,500円で実施しておりまして、2市1町同じ金額でございます。令和7年4月から新たに実施する宿泊型は、現在、構成市町と金額やサービス内容について調整中でございます。

以上で再質問への答弁とさせていただきます。

○議長（濱中俊男君） 原田議員。

○8番（原田 剛君） ありがとうございました。

産後ケアのデイサービス型は、令和6年度に2万7,500円で実施されているということですね。承知いたしました。

宿泊型はこれから調整中ということで、構成市町と金額をしっかりと調整の上、進めていただきたいと思います。

本当にこういう形で事業をやるからには、「福生病院の産後ケアはとていいよ」と言われるように、しっかりとまたお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上で一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（濱中俊男君） 以上をもちまして一般質問を終了いたします。

ここでしばらく休憩いたします。

なお、再開は午後2時30分からといたします。

午後2時19分 休憩

午後2時30分 再開

○議長（濱中俊男君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、日程第4、議案第1号、福生病院企業団議会個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。吉田企業長。

○企業長（吉田英彰君） 議案第1号、福生病院企業団議会個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明申し上げます。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条の改正に伴い、同条を引用する福生病院企業団議会個人情報の保護に関する条例の一部を改正し、所要の改正を行うものでございます。

以上で提案理由の説明といたします。

細部につきましては、総務課長から説明いたしますので、ご審議を賜りまして、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（濱中俊男君） 総務課長。

○総務課長（荻島一志君） それでは、議案第1号、福生病院企業団議会個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の詳細についてご説明させていただきます。

議案書の3ページをお開きください。この条例は、情報通信技術の活用による行政手続に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律、以下「改正法」といいます。この改正法の

公布に伴い、本条例の関係規定を整備するものでございます。

主な改正内容といたしましては、先ほど申し上げました法改正により、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」、いわゆる「番号利用法」でございますが、この法律の一部改正が行われています。

議案資料の19ページをお開きください。こちらは議案第1号資料の新旧対照表となっております。

番号利用法第2条第8項が新設されたことに伴いまして、本条例において、番号利用法を引用しております箇所に項ずれが生じるため、右側の表、旧の表の第2条第10項中の「第2条第8項」を左側の表、新しいほうでは「第2条第9項」に。

続きまして、第12条になりますが、20ページをお開きください。右側の表、旧のほうは、表中第40条第1項第1号中の右側括弧内に、番号利用法の「第2条第9項」とあります。それを左側の新しい表中では「第2条第10項」にそれぞれ改めるものでございます。

なお、施行日につきましては、「改正法」の施行日となります。

「福生病院企業団議会個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例」について詳細説明とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（濱中俊男君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱中俊男君） 以上で質疑を終了します。

これより討論に入りますが、通告がございません。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱中俊男君） 討論なしと認めます。以上で討論を終了いたします。

これより、議案第1号、福生病院企業団議会個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例についてを採決をいたします。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱中俊男君） ご異議なしと認めます。よって、議案第1号は原案のとおり可決いたしました。

○議長（濱中俊男君） 次に、日程第5、議案第2号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。吉田企業長。

○企業長（吉田英彰君） 議案第2号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例につきまして、ご説明申し上げます。

本案は、刑法等の一部を改正する法律が令和4年6月に公布されたことから、当企業団で関連する5件の条例につきまして、所要の改正を行うものでございます。

細部につきましては、総務課長から説明いたしますので、ご審議を賜りまして、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（濱中俊男君） 総務課長。

○総務課長（荻島一志君） それでは、改正内容についてご説明させていただきます。

議案第2号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてですが、本条例は、令和4年6月に刑法等の一部を改正する法律が公布され、改正された法律の一部にある現行の「禁錮の刑」及び「懲役」の部分について、新たに「拘禁刑」を設けて、単一化するという改正が行われたことから、当企業団の条例においても「禁錮の刑」及び「懲役」が規定されている条例について、「拘禁刑」にそれぞれ改めるものでございます。

資料21ページから30ページまでの議案第2号資料の第1条から第5条までの新旧対照表がそれぞれ「拘禁刑」に改められております。

議案資料の21ページをご覧ください。

第1条関係、「福生病院企業団職員の分限に関する条例」の新旧対照表でございます。表の右側（旧）の3行目、第6条第1項中の「禁錮の刑」を左側（新）の表において「拘禁刑」に改めるものでございます。

続いて、23ページをお開きください。

第2条関係、「福生病院企業団情報公開条例」の新旧対照表でございます。表の右側（旧）の4行目、第26条中の「懲役」を左側（新）の表において「拘禁刑」に改めるものです。

続いて、25ページをお開きください。

第3条関係、「福生病院企業団情報公開・個人情報保護及び行政不服審査会条例」の新旧対照表でございます。表の右側（旧）の3行目、第16条中の「懲役」を左側（新）の表におきまして「拘禁刑」に改めるものでございます。

続きまして、27ページをお開きください。

第4条関係、「福生病院企業団個人情報の保護に関する法律施行条例」の新旧対照表でございます。表の右側（旧）の中段に、条例の附則第6項中及び下段の第7項中の「懲役」を左側（新）の表におきまして、それぞれ「拘禁刑」に改めるものでございます。

続きまして、29ページをご覧いただきたいと思います。

第5条関係、「福生病院企業団議会個人情報の保護に関する条例」の新旧対照表でございます。表の右側（旧）の中段から、第55条、第56条、第57条中の「懲役」を左側（新）の表においてそれぞれ「拘禁刑」に改めるものでございます。

最後に附則でございますが、第1条は施行期日で、法律の施行日である令和7年6月1日としております。

第2条及び第3条につきましては、本条例の施行前、または施行後に行った行為に対する罰則等の取扱いについて、国の関係法律の整理法に規定している経過措置と同様の経過措置を設けるものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（濱中俊男君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱中俊男君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終了いたします。

これより討論に入りますが、通告がございません。討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱中俊男君） 討論なしと認めます。以上で討論を終了いたします。

これより、議案第2号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてを採決をいたします。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱中俊男君） ご異議なしと認めます。よって、議案第2号は原案のとおり可決いたしました。

○議長（濱中俊男君） 次に、日程第6、議案第3号、令和6年度福生病院企業団病院事業建設改良積立金の目的外使用についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。吉田企業長。

○企業長（吉田英彰君） 議案第3号、令和6年度福生病院企業団病院事業建設改良積立金の目的外使用についての提案理由について、ご説明申し上げます。

資料は、令和7年第1回福生病院企業団議会定例会議案の7ページをご覧ください。

議案第3号については、令和6年度福生病院企業団病院事業建設改良積立金14億5,024万8,787円のうち10億円を取崩し、未処分利益剰余金とすることにつき、福生病院企業団病院事業の剰余金の余分等に関する条例第2条第3項の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

詳細につきましては、経理課長から説明をさせますので、ご審議を賜りまして、原案のとおりご承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（濱中俊男君） 経理課長。

○経理課長（森田貴也君） 説明します。

議案資料の31ページをご覧ください。

まず、建設改良積立金の積立の経緯でございますが、令和4年度に「福生病院企業団病院事業の剰余金の処分等に関する条例」を制定し、公立福生病院の施設・設備を維持していくため、更新工事の財源として使用することを目的に、令和3年度及び令和4年度に利益剰余金の一部を積み立て、現時点の残高は14億5,024万8,787円となっております。

しかし、令和5年度決算では、14億4,736万4,210円の純損失に転じ、令和6年度の決算見込みでも純損失はさらに拡大する見込みとなっております。運営資金残高の減少が著しい状況であり、令和7年6月にはその残高は底をつく試算となります。

そこで、条例の規定に基づき、議会の議決を経て、目的外使用として建設改良積立金

から 10 億円を取り崩して、運営資金として使用するものです。

以上で説明を終わります。

○議長（濱中俊男君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

4 番鈴木議員。

○4 番（鈴木拓也君） 今、建設改良積立金、使途は建物の更新工事の財源というご説明があったんですけれども、もうちょっと詳しく、何のためにこれは積んでいたかということですね。具体的な話のほうがいいんですけれども、教えてください。

それから、31 ページの資料を見ますと、3 のところで、取りあえず 10 億円目的外で取り崩すんですけれども、その後、7 年度の途中の臨時会、定例会でさらなる取崩しもあり得るということになっちゃうんですね。何か行き当たりばったりなのかななんて、ちょっと刺激の強い言葉で申し訳ないんですけれども、読めちゃうんですけれども、どういう見通しを今後持っているのか、お尋ねします。

○議長（濱中俊男君） 経理課長。

○経理課長（森田貴也君） 1 点目にお答えします。

まず、建設改良積立金の具体的な目的ですが、条例上は建設改良工事に充てる目的というふうに表記されております。

当院の目的でございますが、長寿命化計画を策定しておりますので、これから長寿命化計画に基づく工事の財源として建設改良積立金に積み立てております。

続きまして、2 点目にお答えします。

見込みでございますが、まずは 11 月の定例会、ここまです 10 億円を試算としまして運営していく見込みを立てております。日々進捗管理をしながら、11 月の議会でその辺の状況をまたお示ししたいということで、11 月までの運営資金として試算しております。残りにつきましては、建設改良の目的を失ったわけではございませんので、全額を取り崩すわけではなく、この時点では 10 億円として試算しております。以上です。

○議長（濱中俊男君） 4 番鈴木議員。

○4 番（鈴木拓也君） 1 点目の長寿命化の工事なんですけれども、一番近い工事というのは、いつ頃、幾らぐらい使ってやるという話になっているのか。その工事はできなくなっちゃうということになるのかどうか。

借金でやられるという話になるのかもしれませんが、借金ができるのか、その辺の見通しですね。長寿命化工事、財源ですね、それを教えてください。

それから、2 点目なんですけれども、11 月までなんです。1 年間の予算が提案されていまして、今後審議するんですけれども、つまり、この予算では令和 7 年は乗り切れないというふうにあらかじめ見込んでいるということなのかどうか、お尋ねいたします。

○議長（濱中俊男君） 経理課長。

○経理課長（森田貴也君） 1 点目にお答えします。

まず、これから上程させていただきます議案にもありますが、まず、直近としまして令和 7 年度の予算にこの長寿命化計画に基づく更新工事を計上させていただいております。

す。こちらは後ほど議案のほうでご説明したいと思いますが、先に申し上げますと、建設改良費で3億8,357万円を計上しております。

こちらの財源ですが、建設改良積立金を10億円取り崩しますので、今、議員ご指摘のとおり、企業債を充当して事業を進めていこうと考えております。

続きまして、2点目ですが、10億円の取崩しはありますが、現金預金としては、残りの約4億円を含めた形で現金の担保はしております。ですので、予算上、ここで資金ショートするということにはなっておりません。

ただ、議員おっしゃるとおり、今、建設改良積立金という目的の積立てになりますので、そこを議会の議決なくして運営資金に回すことはできません。従いまして、11月の議会のタイミングで、また進捗状況等を報告しながら、必要に応じてはその取崩しについて提案させていただくことになると考えております。以上です。

○議長（濱中俊男君） 4番鈴木議員。

○4番（鈴木拓也君） 1点目のことなんですけれども、令和7年度は借金でやるということでした。その後も年々、長寿命化の執行が続くということになると思うんですけれども、大体借金でやっていくしかないんだろうなというふうに見えてくるんですね。借金は幾らぐらいまでできるというふうに考えているのか、お尋ねいたします。

○議長（濱中俊男君） 経理課長。

○経理課長（森田貴也君） 企業債の今後の上限ということまではまだ試算できておりません。ただ、先ほど石居議員の一般質問の答弁にもございましたが、企業債が基本となることは間違いありません。しかしながら、補助金ですとか、あとサウンディング型市場調査に伴います民間資金の活用、こういったことも含めて検討しております。

以上でございます。

○4番（鈴木拓也君） 分かりました。

○議長（濱中俊男君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱中俊男君） 以上で質疑を終了いたします。

これより討論に入りますが、通告がございません。討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱中俊男君） 討論なしと認めます。以上で討論を終了いたします。

これより、議案第3号、令和6年度福生病院企業団病院事業建設改良積立金の目的外使用についてを採決をいたします。

お諮りいたします。本件は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱中俊男君） ご異議なしと認めます。よって、議案第3号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午後2時52分 休憩

午後2時54分 再開

○議長（濱中俊男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、事務局から報告がありますのでお願いいたします。中岡事務局長。

○事務局長（中岡保彦君） ただいま議案第3号、令和6年度福生病院企業団病院事業建設改良積立金の目的外使用について、ご承認をいただきましたことによりまして、議案第4号、令和6年度福生病院企業団病院事業会計補正予算（第1号）及び議案第5号、令和7年度福生病院企業団病院事業会計予算について変更が生じたので、日程に追加させていただきたいと存じます。

以上でございます。

○議長（濱中俊男君） 以上で事務局からの報告は終わりました。

お諮りいたします。ただいま事務局から議案第3号、令和6年度福生病院企業団病院事業建設改良積立金の目的外使用について承認されたことに伴いまして、議案第4号、令和6年度福生病院企業団病院事業会計補正予算（第1号）及び議案第5号、令和7年度福生病院企業団病院事業会計予算に修正が生じたので、新たに日程を追加することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱中俊男君） ご異議なしと認めます。よって、議案の修正について、新たに日程に追加することに決定いたしました。

○議長（濱中俊男君） これより、追加日程に入ります。

追加日程第1 議案の修正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

暫時休憩いたします。

午後2時57分 休憩

午後2時57分 再開

○議長（濱中俊男君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

経理課長。

○経理課長（森田貴也君） 変更箇所につきまして説明いたします。

まず、議案第4号、令和6年度福生病院企業団病院事業会計補正予算（第1号）についてです。追加配付しました令和6年度福生病院企業団病院事業会計補正予算書の7ページをご覧ください。

令和6年度福生病院企業団病院事業予定貸借対照表の7剰余金、（2）利益剰余金、ハ 建設改良積立金及びニ 当年度未処理欠損金において10億円の取崩し額が変動してございます。

続きまして、変更箇所の説明をさせていただきます。

次に、議案第5号、令和7年度福生病院企業団病院事業会計予算についてです。追加配付しました令和7年度福生病院企業団病院事業会計予算書の19ページをご覧ください。

令和 7 年度福生病院企業団病院事業予定貸借対照表の 7 剰余金、（2）利益剰余金、イ 建設改良積立金及びロ 当年度未処理欠損金において、同様の金額の変動が生じております。

次に、21 ページをご覧ください。

令和 6 年度福生病院企業団病院事業予定貸借対照表につきましては、先ほど 19 ページと同様箇所において金額の変更が生じております。

最後になります。次に、22 ページをご覧ください。

令和 6 年度福生病院企業団病院事業予定損益計算書の下から 2 行目、その他未処分利益剰余金変動額と、最下行、当年度未処理欠損金に金額の変動が生じております。

説明は以上でございます。

○議長（濱中俊男君） お諮りいたします。ただいま議題となっております議案の修正については、これを承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱中俊男君） 異議なしと認めます。それでは、議案を修正いたします。

以上で追加日程を終了いたします。

○議長（濱中俊男君） それでは、日程に戻ります。

次に、日程第 7、議案第 4 号、令和 6 年度福生病院企業団病院事業会計補正予算（第 1 号）についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。吉田企業長。

○企業長（吉田英彰君） 議案第 4 号、令和 6 年度福生病院企業団病院事業会計補正予算（第 1 号）の提案理由について説明を申し上げます。

資料は、令和 7 年第 1 回福生病院企業団議会定例会議案の 9 ページをご覧ください。

議案第 4 号については、令和 6 年度福生病院企業団病院事業会計予算第 3 条に定めた収益的収入を 16 億 3,070 万 1,000 円減額し、収益的支出を 4 億 1,176 万 2,000 円増額するため、本案を提出するものです。

詳細につきましては、経理課長から説明をさせますので、ご審議を賜りまして、原案のとおりご決定くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（濱中俊男君） 経理課長。

○経理課長（森田貴也君） 説明します。

先ほど追加配付しました令和 6 年度福生病院企業団病院事業会計補正予算書の 1 ページをご覧ください。

第 1 条、総則は記載のとおりです。

第 2 条、業務の予定量です。

（2）年間延患者数、ア 入院で、既決予定量 7 万 7,380 人から補正予定量 2 万 1,170 人を減少し、計で 5 万 6,210 人とし、イ 外来で、既決予定量 14 万 8,230 人から補正予定量 1 万 9,440 人を減少し、計で 12 万 8,790 人とするものです。

（3）一日平均患者数、ア 入院で、既決予定量 212 人から補正予定量 58 人を減少し、

計で 154 人とし、イ 外来で、既決予定量 610 人から補正予定量 80 人を減少し、計で 530 人とするものです。いずれも、医師不足及びコロナ禍後の患者離れの継続が要因でございます。

次に、第 3 条、収益的収入及び支出です。

まず収入です。

第 1 款病院事業収益で、既決予定額 83 億 4,419 万 7,000 円から補正予定額 16 億 3,070 万 1,000 円を減額し、計で 67 億 1,349 万 6,000 円とするものです。第 1 項医業収益で 16 億 3,070 万 1,000 円を減額します。

第 2 条と同様に、医師不足及びコロナ禍後の患者離れの継続が要因でございます。

次に、支出です。

第 1 款病院事業費用で、既決予定額 83 億 4,419 万 7,000 円に補正予定額 4 億 1,176 万 2,000 円を追加し、計で 87 億 5,595 万 9,000 円とするものです。

第 2 項医業費用で 4 億 987 万 5,000 円を増額します。物価高騰に伴う材料費及び経費の増額が要因でございます。

第 3 項医業外費用で 188 万 7,000 円を増額します。医業費用の増額補正に伴う課税仕入控除対象外消費税額の増額が要因でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（濱中俊男君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。4 番鈴木議員。

○4 番（鈴木拓也君） 収益的支出についてお尋ねいたします。

議案書の 8 ページです。たくさん項目があるので、金額の大きなものだけお聞きしたいと思います。

8 ページの下の支出というところの 2 目材料費の中で、手術材料が 1 億円ほど増えている。それから、もうちょっと下へ行きますと、経費の中の賃借料、メンテナンスリース料 2,800 万円、その下の業務委託 1 億 2,800 万円余、それから、減価償却のところでは、器械備品減価償却費 3,700 万円ほど出ています。4 つになります。それぞれ増加した理由をお尋ねいたします。

○議長（濱中俊男君） 経理課長。

○経理課長（森田貴也君） お答えします。

1 点目から 3 点目につきまして共通の理由になるのでございますが、先ほど申し上げたように、物価高騰、人件費の高騰が影響しております。

あと総括的な話になってございますが、令和 6 年度の当初予算を編成した際に、コロナが 5 類に移行したこともありまして、予算規模をコロナ前の予算規模に抑えた形で予算編成をしております。この 1 年間、当院としまして、その予算規模の中で努力はしてきたところでございますが、今申し上げました物価高騰の関係、人件費等の関係で、各費目におきまして、材料費等の高騰が著しい状況であります。それにつきまして 1 点目から 3 点目につきましては、同じ理由となりますが、補正をさせていただいております。

続きまして、4 点目の減価償却費についてお答えします。

こちらにつきましては、令和５年度に取得した減価償却費分と、令和６年度中に取得した分がございしますが、令和６年度分取得分の取得時期が早まったものであります。その分の減価償却費が増額しております。以上です。

○４番（鈴木拓也君） 分かりました。

○議長（濱中俊男君） ほかに質疑ございませんか。８番原田議員。

○８番（原田 剛君） １ページ目のところの業務予定量で補正予定量が出たわけですけど、この根拠だけお聞かせください。例えば４月から１０月までで見たときに、年度末までにこれだけなるだろうとか、そういったことでの補正かなとは思いますが、その期間とか、そこら辺のところをどこを基準にしてこういった形になったのか、数が出てきたのか教えてください。

○議長（濱中俊男君） 経理課長。

○経理課長（森田貴也君） お答えします。

まず、積算の根拠でございますが、上半期の執行状況を基に計上しております。まず収益のほうでございますが、医業収益が予算額に対しまして執行率３８％です。

続きまして、支出のほうでございますが、補正しました材料費、経費につきまして、執行率が材料費につきましては５８％、経費につきましては５７％、いずれも上半期で５０％を超えておりまして、その部分を見込みまして、補正額とさせていただいていきました。

以上でございます。

○議長（濱中俊男君） 原田議員。

○８番（原田 剛君） よく分かったんですけど、単純に２条のところで補正量で入院と外来ということがあるじゃないですか。その入院と外来の数を減ということになっているんですけど、それは前期の入院患者さん、外来の患者さんを後期に当てはめて、それで当初のこの人数から予定量が下がったという考えでいいのかということだけだったんですけど、すみません。

○議長（濱中俊男君） 経理課長。

○経理課長（森田貴也君） 大変失礼しました。議員おっしゃるとおりでございます。

○８番（原田 剛君） 分かりました。

○議長（濱中俊男君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱中俊男君） 以上で質疑を終了いたします。

これより討論に入りますが、通告がございません。討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱中俊男君） 討論なしと認めます。以上で討論を終了いたします。

これより、議案第４号、令和６年度福生病院企業団病院事業会計補正予算（第１号）についてを採決をいたします。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱中俊男君） ご異議なしと認めます。よって、議案第４号は原案のとおり可決

いたしました。

○議長（濱中俊男君） 次に、日程第8、議案第5号、令和7年度福生病院企業団病院事業会計予算及び日程第9、議案第6号、令和7年度福生病院企業団に対する構成市町の負担金についての2件につきましては、関連がございますので一括での審議とさせていただきます、採決につきましては個々をお願いしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱中俊男君） ご異議なしと認めます。よって、議案第5号及び議案第6号につきましては、2件を一括での審議といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。吉田企業長。

○企業長（吉田英彰君） ただいま一括議題となりました議案第5号、令和7年度福生病院企業団病院事業会計予算、及び議案第6号、令和7年度福生病院企業団に対する構成市町の負担金についての提案理由についてご説明を申し上げます。

資料は、令和7年度第1回福生病院企業団議会定例会〔議案〕の11ページをご覧ください。

議案第5号については、令和7年度福生病院企業団病院事業会計予算について、地方公営企業法第24条第2項の規定により、議会の議決を求めるものです。

続きまして、13ページをご覧ください。

議案第6号については、令和7年度福生病院企業団に対する構成市町の負担金について、別紙のとおり定めたいので、福生病院企業団規約第13条第1項の規定により、議会の議決を求めるものです。

詳細につきましては、経理課長から説明をさせますので、ご審議を賜りまして、原案のとおりご決定いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（濱中俊男君） 経理課長。

○経理課長（森田貴也君） 説明します。

まず、令和7年度福生病院企業団病院事業会計予算書について説明します。

追加配付しました令和7年度福生病院企業団病院事業会計予算書の1ページをご覧ください。

第1条、総則は記載のとおりです。

第2条、業務の予定量です。

（1）病床数は271床です。1病棟を休止していることから、令和6年度予算と同様にしております。

（2）年間延患者数は、ア入院が7万80人、令和6年度対比で7,300人の減少、イ外来が14万6,410人、令和6年度対比で1,820人の減少となります。

（3）一日平均患者数は、ア入院が192人、令和6年度対比で20人の減少、イ外来が605人、令和6年度対比で5人の減少となります。年間延患者数及び一日平均患者数ともに、医師不足とコロナ禍後の患者離れの継続に伴う減少を見込んでおります。

(4) 主な建設改良事業は、施設・設備工事としまして、ア 建設改良費 3 億 8,357 万円とイ 医療機器等購入費 4 億 9,601 万 7,000 円です。

次に、第 3 条、収益的収入及び支出です。

まず、収入の概要です。収益的収入の合計は 79 億 3,486 万 4,000 円です。令和 6 年度対比で 4 億 933 万 3,000 円の減額となります。先ほど、第 2 条の業務の予定量でご説明いたしましたが、医師不足及びコロナ禍後の患者離れの継続に伴う入院収益及び外来収益の減額が主な要因でございます。

第 1 款、病院事業収益、第 1 項医業収益は 66 億 5,083 万 9,000 円で、主な内容としまして、入院収益、外来収益を計上しています。

第 2 項、医業外収益は 12 億 8,402 万 2,000 円で、主な内容といたしまして、他会計補助金、都補助金、他会計負担金を計上しています。

第 3 項、特別利益は 3,000 円で、主な内容といたしまして、固定資産売却益を計上しています。

次に、支出の概要です。

収益的支出の合計は 89 億 2,848 万 1,000 円です。令和 6 年度対比で 5 億 8,428 万 4,000 円の増額となります。人件費及び物価高騰に伴う給与費、材料費、経費の増額が主な要因でございます。

第 1 款、病院事業費用、第 1 項、企業団管理費は 3,151 万 2,000 円で、内容といたしまして、給与費、経費を計上しています。第 2 項、医業費用は 86 億 1,240 万 2,000 円で、主な内容といたしまして、給与費、材料費、経費を計上しています。第 3 項、医業外費用は 2 億 8,456 万 2,000 円で、主な内容といたしまして、支払利息、雑損失を計上しています。第 4 項、特別損失は 4,000 円で、主な内容といたしまして、固定資産売却損を計上しています。第 5 項は予備費になります。

続きまして、2 ページを ご覧ください。

第 4 条、資本的収入及び支出です。

まず、収入の概要ですが、資本的収入の合計は 12 億 9,801 万 9,000 円です。令和 6 年度対比で 4 億 230 万 9,000 円の増額となります。建設改良費の増額に伴う企業債の増額が主な要因でございます。

第 1 款、資本的収入、第 1 項、企業債は 8 億 7,900 万円、第 2 項、他会計補助金は 1 億 7,771 万 1,000 円、第 3 項、都補助金は 5,445 万 8,000 円、第 4 項、他会計負担金は 1 億 8,670 万 5,000 円、第 5 項、固定資産売却費は 1,000 円、第 6 項、その他投資返還金は 14 万 4,000 円を計上しています。

次に、支出の概要です。

資本的支出の合計は 17 億 7,974 万 6,000 円です。令和 6 年度対比で 3 億 7,702 万 5,000 円の増額となります。施設・設備工事の実施に伴う建設改良費の皆増が主な要因でございます。

第 1 款、資本的支出、第 1 項、建設改良費は 8 億 7,958 万 7,000 円で、内容としまして、施設・設備工事による建設改良費、医療機器等購入費を計上しています。第 2 項、

企業債は8億9,957万円、第3項、その他投資は58万9,000円を計上しています。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額4億8,172万7,000円は、損益勘定留保資金等で補填します。

次に、第5条、企業債です。

起債の目的は、建設改良事業債で限度額3億8,300万円、医療機器等整備事業債で限度額4億9,600万円、限度額の合計は8億7,900万円です。起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりです。

次に、第6条、一時借入金です。一時借入金限度額を10億円と定めるものです。

続きまして、3ページをご覧ください。

第7条、予定支出の各項の経費の金額の流用は記載のとおりです。

次に、第8条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費です。（1）給与費47億6,567万円、（2）交際費44万7,000円と定めるものです。

次に、第9条、他会計からの補助金です。収益的支出に対する補填のため、構成市町から受ける補助金額を7,799万2,000円と定めるものです。

次に、第10条、棚卸資産購入限度額です。棚卸資産購入限度額を10億円と定めるものです。

次に、第11条、重要な資産の取得です。医療機器のうち、取得予定価格を2,000万円以上とし、放射線治療装置、核医学診断装置を定めるものです。

続きまして、令和7年度福生病院企業団に対する構成市町の負担金について説明いたします。

資料は、議案資料の33ページをご覧ください。

負担金の総額は、10億9,189万5,000円でございます。内訳といたしまして、福生市につきましては、負担金が3億6,675万円、補助金が1億1,423万7,000円、合計4億8,098万7,000円でございます。

羽村市につきましては、負担金が2億7,990万9,000円、補助金が8,544万5,000円、合計3億6,535万4,000円でございます。

瑞穂町につきましては、負担金が1億8,953万3,000円、補助金が5,602万1,000円、合計2億4,555万4,000円でございます。

令和7年度と令和6年度の比較でございますが、全体で1億2,723万4,000円の増額となっております。人事院勧告に基づく給与改定等に伴う人件費の増額及び物価高騰に伴う材料費、経費の増額が主な要因でございます。

次に、運営負担金に関する各構成市町別の令和6年度との比較の内訳でございます。

福生市につきましては、負担金が5,378万5,000円の増額、補助金が4万4,000円の減額、合計で5,374万1,000円の増額でございます。

羽村市につきましては、負担金が4,256万2,000円の増額、補助金6万1,000円の増額、合計で4,262万3,000円の増額でございます。

瑞穂町につきましては、負担金が3,070万5,000円の増額、補助金16万5,000円の増額、合計で3,087万円の増額でございます。

運営負担金の負担金は、先ほど申し上げましたが、人件費、材料費、経費の増加に伴う増額、補助金は、病院用地の賃借料の増加に伴う増額となっております。

負担割合につきまして、令和6年度との比較でございますが、患者数は各構成市町ともに減少傾向にあります。しかし、減少幅から相対的に福生市が0.3%減少、瑞穂町が0.3%増加、羽村市に変動はありませんでした。

34ページをご覧ください。

また、建設負担金に関しましては、3年ごとに患者数割合を改定することとなっております、令和7年度は令和5年度からの改定後の3年目のため、金額の変更はございません。

以上で説明を終わります。

○議長（濱中俊男君） 以上で提案理由の説明は終わります。

これより本案に対する質疑を行います。

まず、議案第5号、令和7年度福生病院企業団病院事業会計予算の件について、質疑ございませんか。4番鈴木議員。

○4番（鈴木拓也君） 1ページのところなんですけれども、令和6年度予算と比べると、業務の予定量また収益的収入等は低く見積もっているという説明がございました。

ただ、先ほど議決されました令和6年度の補正予算、恐らく令和6年度の決算とニアリーイコールになるかと思うんですけれども、それと比べますと、かなり患者数及び病院の事業収益は増えるという予算になっておりますよね。例えば、入院の患者ですと、補正の数値が5万6,210人ということでしたので、7万80人ということは、124%増える、外来の患者も113%になる。

それから、お金の面に関しましては、病院事業収益は118%、そのうちの医療収益ですと120%になるという予算になっております。本当に達成できるのかなってものすごく疑問に思っちゃうんですよね。こういう数字をはじき出した算出の根拠は何か、お尋ねをいたします。

それから、まとめて聞いてよかったですか。

○議長（濱中俊男君） はい、どうぞ。

○4番（鈴木拓也君） たくさんありますので、ほかの方に回して、また残ったら、そんなことでやらせてもらいます。すみませんね。

3ページの重要な資産の取得、2,000万円以上だったかと思うんですけれども、放射線治療装置、これ確か今年も買ったのではないかと、お金を出したのではないかと記憶しているんですけれども。それから核医学診断装置。核医学診断装置って何に使うものなのか。それから、この2つの装置は幾らしたのかという点をお尋ねします。

○議長（濱中俊男君） 医事課長。

○医事課長（井口 武君） それでは、1点目のご質問にお答えいたします。

議員おっしゃるとおり、令和7年度予算は、令和6年度に比べてまた多くなっているというご指摘でございますが、7年度予算を作成するに当たりまして、院長と私、あと各科の医師でヒアリングを行いまして、7年度、現有の医師数で必達の目標値を含めまして、必達の目標を立てて、この予算を各科ごとに積み上げて作成いたしました。

以上でございます。

○議長（濱中俊男君） 経理課長。

○経理課長（森田貴也君） 2点目にお答えします。重要な資産の取得であります。

まず、放射線治療装置につきまして、令和6年度と令和7年度の2か年で取得するものです。令和6年度につきましては、ソフトウェアの部分につきまして、検収はもう完了しております。令和7年度につきましては、本体の部分になります。

続きまして、核医学診断装置でございますが、こちらにつきましては金額を申し上げます。内容につきましては、医療技術部長から答弁させていただきます。

まず、金額でございますが、入札の関係もございますので、おおよその話としまして、放射線治療装置が約2億8,000万円、核医学診断装置が1億2,000万円の予算計上をしております。

以上でございます。

○議長（濱中俊男君） 医療技術部長。

○医療技術部長（中村 豊君） 重要資産の取得の核医学診断装置の部分について、補足説明をさせていただきます。

こちらの装置ですが、当院、以前よりずっと設置をしております装置でございます。

主な使用用途としましては、がん治療における病気の病気診断、あるいは近年においては、認知症における画像診断において非常に重要な役割を占めております。

構成市町であります福生市、羽村市、瑞穂町それぞれに、東京都指定の認知症医療センターが開設されておりまして、そちらからの認知症の画像診断と検査につきまして、この装置を用いて受けさせていただいております。

以上でございます。

○議長（濱中俊男君） 4番鈴木議員。

○4番（鈴木拓也君） 1点目なんですけれども、必達の目標値ということで、実は、地方財政法という法律では、確実に収入があるもの以外は予算に計上しちゃいけないんですよ。今、地方公営企業法を見ましたら、そんな項目がないからなんですかね。確実に、収入がなくても計上しちゃっていいという、法律上は、そうは書いていませんけど、そういう立ってつけになっているのかななんて思ったんですね。

つまり、ここまで行ければいいけど、行けない可能性もあるよねということですよ、必達の目標ということは。なかなかそういう予算は、分かりましたって賛成するわけにいかないかなと、率直に思っていて感じております。

というのは、先ほど10億円取り崩すという話のときも、11月までの予算だってお話してございましたよね。11月ということは、4月から初めて8か月ですよ。8か月で10億円ですよ。残り4か月あるわけですよ、年度は。そうすると、あと5億円ぐらいないと資金はなくなっちゃうという。そうすると、完全に積立金もゼロになっちゃうなという、そういうのが読めちゃうわけです。

もしかしたら、あんまり表には出せない理由で何とかなるんではないかという見通しを得ているのかもしれないけれども、何かどうも、もうすぐこれ潰れそうだなみたいな。見

通しが全く見えてこないんですよ。その辺どうかと聞いても、なかなかお答えができないのでしょうけれども。

分かりました。必達の目標値ということなんですけれども、現実的にはどのぐらいは確実というふうに。すみません、聞き方変えます。

さっき、補正のことは上半期の実績に応じて補正したというお話しございましたね。下半期の状況がどうだったのか。全体として 20%ぐらい令和 6 年度から増えてくるというこの雰囲気というか、先駆けみたいなものが上半期はあったのかどうか、お尋ねをいたします。

○議長（濱中俊男君） 経理課長。

○経理課長（森田貴也君） お答えします。

まず、議員おっしゃるとおり、こちらの予算につきましては、地方公営企業法に基づいて予算を編成しております。その中で、事業の予定量の大枠を定めるということが地方公営企業法の趣旨となっております。一方で、ただその大枠といいましても、達成できないような大枠をという話ではございません。

質問の話になりますが、上半期の話が今ございましたが、正直なところ、全般的に言いますと、上半期の対前年比と収益のほうは大きくは改善しておりません。

○4 番（鈴木拓也君） 下半期ですね。

○経理課長（森田貴也君） 大変失礼しました。下半期です。訂正願います。

下半期につきましても、多く収益の改善をしているものではございません。しかしながら、今、医事課長が申し上げましたが、各診療科におきまして、入院患者数の目標を見える化を図ってございます。全職員の端末に各診療科の目標入院数に対して、今、今日は何人入院しているかというのが、全職員が共有できるような形になっております。そこにおきましては、1 月にはその目標を達成した日もございます。

ですので、その目標を毎日達成していくように、職員一丸となってその端末画面を通してながら進めているところでございます。以上です。

○議長（濱中俊男君） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。8 番原田議員。

○8 番（原田 剛君） 今、鈴木議員がおっしゃられた 1 ページのところは、私もやはりちょっとこれで本当にいいのかなという思いはしておりました。そういった形の予算組みって本当に大丈夫かというような、今、質疑答弁がありましたので、この辺はちょっとそうなる、頑張るということをお願いしたいなという思いでございます。

3 ページのところ、先ほどありました医療機器 2 件あります。放射線治療装置というのは、今ご紹介ありましたが、いわゆるリニアックですかね。あと核医学診断装置というのは、後の全協で紹介される、ドゥイブスっていうんですか。ちょっと違いますか。その辺のところを教えていただければと思います。

次に、支出のところでありました、やっぱりどうしても今、エネルギーの高騰で、31 ページの光熱水費のところ、どうしてもやっぱ注目してしまうんですけれども、電気料については、令和 6 年度に比べると 300 万円ほど減ということで、逆にガスの使用量は

700 万円ほど増という形で計上されているんですね。そういったところも何か単価が変わってくるのか、使用量が変わってきたのか、その辺のところを教えていただければと思います。

あとは 32 ページのところ、やはり大きいなと思ったのは、委託料のところ、検体検査委託料、これが令和 6 年は 1,914 万 5,000 円ということだったんです。それが 3,346 万 4,000 円というような形で、ポンって跳ね上がっているところがありまして、その辺についてご説明をいただければと思います。

以上です。

○議長（濱中俊男君） 経理係長。

○経理係長（馬場孝久君） 原田議員のご質問について、2 点目のガスの単価について回答させていただければと思います。

ガスの単価ですけれども、こちらにつきましては、供給事業者側に国の補助等が入る関係がございまして、かなり変動しております。直近の数字で申し上げますと、令和 6 年度に入ってから 100 円台となっております。令和 5 年度時点では 90 円台というふうに、かなり上下しております。この 10 円という単位が非常に光熱水費の数量、病院の規模が大きいので、こちらの増減幅でガス料金の方は上がっております。

電気の使用料につきましては、使用量自体はそう大きくは変わっておりませんが、契約単価等の関係で、そちらの金額が実績額に基づいたときに減額しているというような状況になっております。

以上です。

○議長（濱中俊男君） 医療技術部長。

○医療技術部長（中村 豊君） 原田議員のご質問に対して補足をさせていただきます。

放射線治療装置に関しましては、原田委員おっしゃるとおりリニアック装置になります。こちらに関しましては、令和 6 年、7 年の 2 か年計画の導入ということで進めさせていただいております。その 2 年目ということでございます。

ご質問にありました、全協のほうにありますドゥイブス検査というのは MR I を用いた検査になりますので、後ほど簡単ではございますが説明をさせていただきます。今回の核医学診断装置とは特別の形でご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（濱中俊男君） 原田議員よろしいですか。

○8 番（原田 剛君） あと一つ、検体検査委託料。

○議長（濱中俊男君） 施設用度係長。

○施設用度係長（清水英巳君） 原田議員の検体検査の件につきまして、なぜ金額が高くなっているかということにお答えしたいと思います。

今回、検査機器等の入替え等がございまして、その関係で検体数が増えているかと考えております。以上です。

○議長（濱中俊男君） 原田議員。

○8 番（原田 剛君） 1 点目の 3 ページのほうは、承知いたしました。

リニアックについては、令和6年、7年ということで配備ということで承知いたしました。また答弁、全協のときに詳しくお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

2点目、光熱水費のところも、やはり単価が変わってきているというのもあるということですし、電気使用料の方にはほとんど変わらないけど、実績に基づいてこの金額が出たということで、承知いたしました。実際、もうちょっと上がってくるのかなという思いはしておりますけど、またそれはちょっと推移を見ていきたいと思います。

3点目、32ページの検体検査委託料については、もう1回ちょっとすみません、機器を入れ替えたことによって、委託料が増えた、回数が増えた。その辺のところをちょっともう1回お願いしたいと思います。

○議長（濱中俊男君） 施設用度係長。

○施設用度係長（清水英巳君） もう少し詳しくお話ししますと、免疫測定装置の入れ替え、機械の性能がよくなればスピードが速くなるというのがありまして、特に外来患者さんの検体件数が増えてございます。

○8番（原田 剛君） はい、分かりました。

○議長（濱中俊男君） ほかに質問ございませんか。2番下野議員。

○2番（下野義子君） ちょっと細かいことで恐縮ですが、収益的収入及び支出のところ5点お伺いしたいと思います。お願いいたします。

1点目は、25ページ、その他医業収益で室料差額収益って、室料の料金改定されたかと思いますが、全体的に利用料の減があるのでどうかと思うんですけど、その利用料を上げたことで多少なりとも影響があったのかどうか、ちょっとお伺いしたいと思います。

2点目ですけれども、26ページの都補助金に関しまして、コロナのときには大きな金額があったんですが、令和7年度の見込みとしまして、一応6年度と比べると、多少増額になっておりますが、この増額の見込みの内容といいますか、さらに何か予定されるものがあるのか、またどのようにされたのかお伺いいたします。

26ページの都補助金に関しましては微増となっておりますが、これどのような関係でされたのか、その点についてお伺いいたします。

3点目は、30ページの方法費、先ほどのお話しでは、もともとの物価高騰によるものが大きいということで増額になっているのかという部分で、比較としまして、令和6年度は、実は令和5年度から比べれば減額されているんですが、それからすればちょっと増額になっているんですけれども、これ方法費の高騰という部分がこの比較の部分に大きく反映しているのか、それとも内容的にやはり日常的に検討されて、医薬品また診療材料費等増額になっておりますが、その増額の内訳といいますか、ただ物価高騰によるものだけなのか、それとももう少しその内容として見直されたものがあるのか、その点についてお伺いいたします。

あと4点目は、31ページの修繕費、建物修繕というところで1億3,800万円計上されておりますが、主なものはどのようなものを令和7年度は想定されているのか、お伺い

いたします。

あと最後なんですけれども、32 ページ、通信運搬費の中にライセンス料というのが計上されておりまして、これはどんなものになるのか、その辺の説明をお願いいたします。

以上です。

○議長（濱中俊男君） 経理係長。

○経理係長（馬場孝久君） 下野議員のご質問について回答させていただきます。

説明が頭からではなくて大変申し訳ございません。2 番の都の補助金についてのことです。

こちらにつきましては、主な増額の要因といたしましては、物価高騰の緊急支援費、こちらを半期分で昨年度は見込んでおりましたが、1 年間分見込んでおりましたため増額となっております。その他、医師少数区域の推進事業ということで、こちらは当院は、医師少数区域の該当地域に該当しております。こちらは医師の医療の質を担保するために、研修等の実費でかかった部分について都に補助していただけるものになっておりまして、そちらの医師数というところで、申請人数が多くなったために、こちらの部分、増額がされております。

質問の3 点目の材料費につきまして、こちらにつきましては、薬品費、診療材料費、給食材料費、病床の備品費という内訳がございます。こちらにつきましては、全て物価高騰が影響はしているというところと、実際には、補正を今回組ませていただいている実績額に基づいてこちらのほうを増額しておりますので、補正額の総額とほぼ近い金額で予算計上をさせていただいております。

以上とさせていただきます

○議長（濱中俊男君） 経理課長。

○経理課長（森田貴也君） 4 点目の修繕費についてお答えいたします。

こちら修繕の種類も、医療機器の修繕と建物の修繕と、あと構築物ですね。車両とかの修繕に分けて修繕費を計上しております。

増額の主な要因でございますが、長寿命化計画に基づく建設改良工事は、先ほど資本的収支のほうで説明させていただきましたが、建設改良費には当たらない、更新修繕は、こちらの修繕費に計上させていただきます。その部分の増額が主な要因です。

主な内容としましては、長寿命化に基づく修繕といたしまして、エスカレーター、エレベーターの建具等の修繕も計上しております。

以上でございます。

○議長（濱中俊男君） 医事係長。

○医事係長（為ヶ谷安紀子君） 前後して申し訳ございません。

ご質問の1 点目、室料差額のところでございますけれども、昨年11 月の議会で条例改正をさせていただきまして、使用料を改定させていただいたところでございます。各室の利用料金については、金額を上げたところで予算措置させていただいておりますが、先ほどの説明でございますように、患者数は昨年度予算より減少して見込んでおりますので、その関係で令和6 年度予算よりも減額した予算措置ということになっております。

以上でございます。

○議長（濱中俊男君） 経理係長。

○経理係長（馬場孝久君） 質問の5点目のライセンス料についてお答えさせていただきます。

ライセンス料につきましては、令和6年度におきましても、その他の科目で幾つか計上されておりましたが、近年こういった料金体系の支払いが多くなっておりましたので、そちらを通信運搬費のライセンス料という形で科目を集約させていただいております。

具体的にどのようなものがあるかを簡単にご説明させていただきますと、Zoomのライセンス料であったりですとか、院内のグループウェアにサイボウズというものを使っております。こちらのライセンス料金であったりですとか、あとはベンチマークシステムの月額利用料ですとか、こういったものが非常に多くなってきております関係で、予算措置として773万6,000円を計上させていただいております。

以上です。

○議長（濱中俊男君） 下野議員。

○2番（下野義子君） おおむね分かりました。了解いたしました。

1点、4点目のことだけ最後にお伺いしたいと思います。

先ほど、主なものということでエスカレーター、エレベーターの修繕ということなんですが、これは日々、患者の方々が利用するものだと思いますので、やっぱり利用する大きなポイントになっておりますので、患者さんに対して影響が出ないようなやり方をされるのかなとは思いますが、どのような方法で安全対策また利用時間等を検討されるのか、ある程度予定されているのか、その点どうなのか、そこだけお伺いしたいと思います。

○議長（濱中俊男君） 施設用度係長。

○施設用度係長（清水英巳君） お答えいたします。

まずエレベーターに関してなんですけれども、これは厨房のエレベーターが壊れておりまして、現在止まっている状態なんです。なので、ここに関しては特に患者さんは関係ございませんので、土日で数か月かけてやっていきたいと思っています。

また、エスカレーターなんですけれども、これはモーターの交換になるかなと思います。方法としては、患者さんがいないゴールデンウィーク辺り、連休を狙ってやりたいと思っています。

以上です。

○2番（下野義子君） 了解しました。

○議長（濱中俊男君） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。4番鈴木議員。

○4番（鈴木拓也君） 何点かお尋ねいたします。

予算書31ページなんですけれども、報償費のところは顧問弁護士の費用、令和6年に比べますと半減しておりますが、その理由をお尋ねいたします。

もう1点だけ、34ページの雑損失の中で課税仕入控除対象外の消費税がかなり膨らん

できているということがございまして、この理由ですね、お尋ねいたします。

○議長（濱中俊男君） 医事係長。

○医事係長（為ヶ谷安紀子君） 1点目のところ、報償費についてお答えさせていただきます。

報償費におきましては、顧問弁護士料を主に組みせていただいているところでございますが、そのほかに顧問弁護士にお支払いする訴訟等の費用等を見込んでおります。こちらのほうが来年度減るという見込みでございまして、令和6年度予算よりも減っているという状況になっております。

以上でございます。

○議長（濱中俊男君） 経理係長。

○経理係長（馬場孝久君） 質問の2番目、雑損失の増加のことについてご説明させていただきます。

こちらは、課税仕入控除対象外消費税という金額が載っております。予算書上は全て税込表示されておりますが、こちらで取得をする際に消費税がかかるものとして4条予算のものがございます。こちらの4条予算につきましては、36ページにございます資本的支出、1建設改良費、目1の建設改良費、こちらで3億8,000万円ほど新規に取得をさせていただきます。こちらの消費税額分が主に増加している要因になっております。

以上になります。

○議長（濱中俊男君） 4番鈴木議員。

○4番（鈴木拓也君） 2点目のほうですね。すみません、4条予算ってよく分からなかったのご説明いただきたいんですけども。一般的で、私が知らないだけなのかな、すみません。

取引相手がインボイスを適用していない等のことによる税の控除ができないということなのかなと思ったんですけども、そうじゃないということなんですね。

4条予算、もう一度すみません、子供でも分かるように初めから説明してください。すみません。

○議長（濱中俊男君） 経理係長。

○経理係長（馬場孝久君） すみません、説明が不足しておりました。

まず、こちらの予算書につきましては、1ページ目に記載しております資本的収入及び支出、こちらを3条というふうに定めております。こちらの中身についてを3条予算。

次ページにつきましては、2ページ目の上に記載がございます資本的収入及び支出、こちらを第4条で計上されております。こちらの内訳の収入と支出、こちらを4条予算というふうに呼ばせていただいておりますので、すみません、ちょっとご説明が不足しておりますして申し訳ございませんでした。以上になります。

あとインボイスについては、免責業者との取引というところが、当院、そこまで多くございませんので、通常課税仕入れ業者とのやり取りになっておりますので、通常の10%の消費税課税で計算されることが主になっております。

以上になります。

○議長（濱中俊男君） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。副議長小林議員。

○副議長（小林 貢君） それでは、素朴な質問をさせてもらいたいと思います。

これ令和7年度の予算の1ページ目なんですけれども、収益的収入及び支出の第3条でございますけれども、これ収入と支出を見ますと10億円ほど差があるんですけども、この手当はどうされるのかという話です。

実は、25ページを見ますと、これは前年度予算、これは収入も支出も数字が符合しているんですよ。これちょっとどうなのかなというのがあって、確認したいと思います。

この資本的収入と支出、これは数字は違ってもやむを得ないのかなと思うんですけども、この3の約10億円の手当て、これどうするのか、確認をさせていただきたいと思っています。

○議長（濱中俊男君） 経理係長。

○経理係長（馬場孝久君） 副議長のご質問についてお答えさせていただきます。

地方公営企業法で定めているような予算につきましては、通常、収支均衡予算というところが大原則となっております。しかしながら、当院の置かれる状況といたしましては、医師不足等を初めとして、収入が支出に見合うような金額で追いつかないというような状況になっております。

一応法律上では、緊急時のやむを得ない状況、恐らく、ここにつきましては災害時を指すのだと思いますけれども、こちらにつきましては、今の収支均衡予算ということを実況組むことということがちょっとできないような状況なので、その緊急的な措置として、こちらの赤字予算というところで上げさせていただいております。

近隣の病院等を見ましても、こちらにつきましては、通常、収支均衡予算を組んでいるところが一般的にはなっておりますが、まだ公表前にはなっておりますが、ほかの病院につきましても、給与費の改定増額とか人件費の増額、こういったところが非常に大きくて、収支均衡を組むことが難しいというようなお声もいただいております、当院はやむを得ずこちらの赤字予算で、今回上程をさせていただいている次第となっております。

以上になります。

○議長（濱中俊男君） 小林副議長。

○副議長（小林 貢君） ご説明いただいたんですけれども、そうすると経営としては成り立たないのかなという話になってしまうんですが。

もう一度確認なんですけど、その見込みというのは、今のところ何か検討はされていないのかどうか。いかがですか。

○議長（濱中俊男君） 経理係長。

○経理係長（馬場孝久君） すみません。こちらの収支均衡予算につきまして、通常の一般の行政につきましては現金主義ということで、全てが現金が紐づいている形で行われております。

例えば、この赤字が仮に10億円だとすると、10億円なくなるというのが一般の行政の

予算となっております。しかしながら、地方公営企業法につきましては、貸借対照表、損益計算書ということで、損益計算書の成績イコール現金の減少となることではございません。そのためにキャッシュ・フロー計算書というものがございます。

こちらのキャッシュフロー計算書で資金残高があるというような状況で、令和7年度予算を予定損益を組ませていただいておりますので、こちらで手当てといいますか、担保といいますか、そういったところで収支均衡予算ではない赤字予算について、予算編成をさせていただいているというところになっております。

以上になります。

○議長（濱中俊男君） 小林副議長。

○副議長（小林 貢君） これ以上の質問しませんけれども、ぜひうまく、キャッシュ・フローというお話もございましたので、うまく回して運営していただきたいというふうに思います。終わります。

○議長（濱中俊男君） ほかに質疑ございませんか。よろしいですか。

（質疑なし）

○議長（濱中俊男君） 以上で質疑を終了いたします。

これより討論に入りますが、通告がございません。討論ございますか。

4 番鈴木議員。

○4 番（鈴木拓也君） 一生懸命やっていたところ、冷水という感じになっちゃうかもしれないんですけど申し訳ないんですけども。

予算に提案されております業務の予定量ですとか、それから収入ですね。もちろん、必達の目標値として頑張っていたきたいという思いは私も共有いたしますが、しかし、なかなか今年度上半期の状況を見ても、難しい数値なんだろうと率直に思います。

であれば、もっと厳しい予算を組んで、構成している市町とも、やはりこういう状況なんだというお話をしっかりした上で、またほかの様々な収入を増やすお話もありましたけれども、ぜひ私達も、なるほどそれならいけるという具体的な提案を示した上で、予算をつくっていただけたらというふうに思います。

ですので、なかなか今の質疑を通じて明らかになった内容に賛成することはできません。以上です。

○議長（濱中俊男君） ほかに討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱中俊男君） 以上で討論を終了いたします。

これより、議案第5号、令和7年度福生病院企業団病院事業会計予算についてを採決いたします。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

○議長（濱中俊男君） 異議ありとの声がありますので、起立により採決いたします。

本案に賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（濱中俊男君） 起立多数であります。よって、議案第5号は原案のとおり可決いたしました。

○議長（濱中俊男君） 次に、日程第9、議案第6号、令和7年度福生病院企業団に対する構成市町の負担金についての質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱中俊男君） よろしいですか。質疑なしと認めます。以上で質疑を終了いたします。

これより討論に入りますが、通告がございません。討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱中俊男君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより議案第6号、令和7年度福生病院企業団に対する構成市町の負担金についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱中俊男君） ご異議なしと認めます。よって、議案第6号は原案のとおり可決いたしました。

○議長（濱中俊男君） 以上をもちまして、本定例議会に付議されました案件は全て終了いたしました。

これをもって、令和7年第1回福生病院企業団議会定例会を閉会いたします。

大変お疲れさまでございました。

なお、午後4時20分から福生病院企業団議会全員協議会を開催いたします。よろしくお願いいたします。

午後4時07分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和 7年 4月24日

福生病院企業団議会議長 濱中 俊男

福生病院企業団議会議員 大坪 国広

福生病院企業団議会議員 鈴木 拓也